

地名散歩

第59回 チョウとマチ 一まちまちな町の呼び方

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

テレビやラジオのアナウンサーが最も気を遣うものは人名と地名の読み方である。人名は言うまでもないが、視聴者は各地にまんべんなく存在しているから、どれほど無名な地名でも、誰かしら関係者が聴いている可能性が高い。もし自分の住む地名を間違えて読まれれば腹立たしく感じる人も多いだろう。このために、放送局には必ず全国の地名の読み方に関する事典が備えられている。地方局であれば、全国版に載らないような小地名(小字や通称地名)も網羅した地元専用の冊子を独自に作っているようだ。

ニュース原稿では難読地名など事前にしっかりルビを振って本番に備えるのだが、意外に忘れやすいのが「町」の読み方。ご存知のようにチョウとマチの2種類あるため、これを間違えると地元の人に不快感を与えるし、そもそも

ニュースの信憑性そのものを疑わせる事態に発展しかねない。たとえば「古本の街」として知られる東京・神田の神保町を「じんぼうちやう」などと読むアナウンサーがいたら、その内容はどうも「話半分」にしか聴けなくなってしまう。もちろん私もたまにテレビやラジオ出演の機会があると、肝心の地名の話をしたばかりに信頼感が地に墜ちないよう、台本や手元の資料にはマチはM、チョウはCとメモしておく。

10年以上も前の話だが、「平成の大合併」が本格的に始まる前の町村(自治体)の読み方の分布を調べたことがある。町では北海道が森町を除いてチョウ、東北(岩手・宮城を除く)と関東、それに長野県はマチ。北陸は新潟県から石川県にかけてはマチだが、福井県だけはチョウ、静岡・岐阜以西、中国・四国地方に至るまではチョウ(島根県の一部を除く)で、九州



マチとチョウが昔から混在する東京の町名。神保町はチョウだが、すぐ近くの小川町はマチ。範囲内にはチョウが多いが、青山北町(マチ)と青山南町(チョウ)の事例も。東京市電気局『電車案内』昭和4年(1929)発行



耕地に由来する町(マチ)が市域に入って町(チョウ)を付けられ、二町町(フタマチチョウ。滋賀県守山市)という妙なことに。自治体名では佐賀県大町町(オオマチチョウ)も現存。1:25,000「草津」平成10年部分修正

は県によって異なり、また混在する県もあって複雑、沖縄はチョウ一色という結果が出た。

「平成の大合併」が終わって町村が激減した今では事情が変わっているが、なぜそのような分布なのかは、これまで誰からも納得できる答えを得ていない。ついでながら村はムラが大半であるが、ソンと読むのは中国地方の多くと四国の一部、それに宮崎県と沖縄県とかなり少数派だ(他にも例外はある)。

さて、ここで浮き彫りになったのは、町村ともに九州だけは例外だらけで法則性が見られないことである。「マクドナルド」の略称の全国分布を調べたある先生の研究によれば、東がマック、西がマクド、九州は混在という結果が出たそうで、他の地方に比べて際立って県民性に差異があることを反映しているのだろうか。大陸との文化的、人類学的な関係、バラエティに富む気候との関わりもあるかもしれないが、西日本で総じて低い納豆の1人あたり消費量を見ても、大分・宮崎・長崎県などで低いのに対して熊本県や鹿児島県では全国平均以上なので判断に苦しむ。

自治体名はともかく、これが市の中の町名のチョウ・マチは一筋縄ではいかない。前述の神保町の東隣にある駅は小川町^{おがわまち}だし、地下鉄銀座線の浅草～上野間には田原町^{たわらまち}と稲荷町^{いなり}が隣り合っている。京都市の通り名は河原町^{かわらちよう}、丸太町^{まるたまち}、寺町^{てらまち}などマチが中心なのに対して、個々の町はチョウだ。たとえば「河原町通^{じゆんぶうちよう}四条下ル順風町」という具合に。

仙台市ではかつて武家町を「丁」、町人や足軽の町を「町^{まち}」と区別していた。たとえば東一番丁^{かもん}や掃部丁^{さかなまち}、柳町や肴町といった具合である。ところが昭和37年(1962)に施行された住居表示法による住居表示の実施で城下町由

来の多くの町が大々的に統廃合され、たとえば旧市街の中心部にあった東一番丁、南光院丁、東二番丁など多くの町が合併、町をチョウと読む「一番町」となったため、従前の法則が崩れてしまった。

住居表示といえば、政府のお膝元ゆえに住居表示の実施に熱心だった東京都では、さまざまな経緯をもつ大小さまざまな町がひしめいていたのを、できる限り形を揃えて「丁目」で区画することに邁進した。これによって文京区にあった駒込^{ひがしかたまち}・東片町・西片町は、前者を向丘に統合させ、西片町は「丁目をつける場合は町の字を外す」という無意味な規定を適用し、ただの「西片」にしてしまったのである。

そもそも「片町」は、主に城下町で道の片側だけに家が並ぶ町(反対側は濠や寺社地など)を指す普通名詞で、町を外したら本来の意味が通じない。有楽町にも住居表示の魔の手は伸び、あやうく「有楽一丁目」などと変えられそうになったが、当時ここに大手新聞社が集まっていたこともあって「有楽町を残そう」キャンペーンが張られ、なんとか「例外」として守られた経緯もある。

町町でマチチョウという読み方をする珍しい町もある。滋賀県守山市^{ふたまちちよう}の二町町、栃木県宇都宮市^{しもぞりまちちよう}の下反町町、群馬県太田市反町町がそれで、いずれも江戸時代は二町村、下反町村、反町村であった。ソリというのはかつて焼畑が行われていた場所につく地名で、マチは耕地という意味である。そこに「反町」の字が当てられたのだが、後にそれぞれの市域に入った際に一律にチョウと読む町を追加したため、町町となった。四日市市のことを考えればそれほど不思議はないが、このあたりが日本の地名の難しさかもしれない。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 721
2017 February



表紙写真
「今年も鬼？」

第31回写真コンクール入選
名久井 彰司●青森会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第55回 外国人への対応(涉外案件のすすめ)

特定非営利活動法人涉外司法書士協会 理事 大高 潤司

08 第10回 国際地籍シンポジウム

12 平成28年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会

14 法の日フェスタ in 赤れんが

～筆界特定制度創設10周年～

「法の日フェスタ in 赤れんが」における
筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報イベント
法務省民事局民事第二課

18 地籍問題研究会

第17回定例研究会

21 空き家と向き合う街づくりシンポジウム

大韓民国国土交通部(地籍再調査事業推進企画団)及び韓国
国土情報公社の担当官が日本の国土交通省、日本土地家屋
調査士会連合会を訪問されました。

26 会長レポート

27 会務日誌

29 愛しき我が会、我が地元 Vol.36

旭川会／岐阜会

32 ～九州ブロック協議会測量技術研修会を終えて～

34 第13回全国青年土地家屋調査士会大会 in 神奈川

36 日本登記法研究会の創立

38 国民年金基金から

40 土地家屋調査士の社会貢献活動 寄附講座・出前授業

第4回 京都産業大学における寄附講座(京都府)

41 土地家屋調査士名簿の登録関係

43 平成28年度土地家屋調査士試験の結果について

44 ちょうさし俳壇

45 編集後記

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第55回 外国人への対応(渉外案件のすすめ)

特定非営利活動法人渉外司法書士協会 理事 高 潤司

1. はじめに

近年、日本を訪れる外国人の数は増加しており、平成28年は2,000万人を超過した。訪日外国人の多くは観光目的であるが、平成26年の出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という)の改正の影響もあり、ビジネス目的の割合も増加傾向にある。平成28年6月末の在留外国人数は230万7,388人で、前年末に比べ7万5,199人(3.4%)増加となっており、平成

19年以降200万人を下回ったことはない¹⁾。政府は東京オリンピックが開催される2020年には訪日外国人を4,000万人とすることを目標に掲げており、日本に滞在する外国人の数は今後も増加傾向で続くものと考えられる。一方で、外国に移住したいであるとか、外国で事業を展開するなどの理由で海外に居住する日本人の数も、年々増加している。これに伴い、日本に居住する外国人、海外に居住する日本人、外国の法人が関係する登記事案も増加しており、今後

【第1表】 国籍・地域別在留外国人数の推移

国籍・地域	平成19年末 (2007)	平成20年末 (2008)	平成21年末 (2009)	平成22年末 (2010)	平成23年末 (2011)	平成24年末 (2012)	平成25年末 (2013)	平成26年 6月末 (2014)	平成26年 6月末 (2014)	平成27年 6月末 (2015)	平成27年 6月末 (2015)	平成28年 6月末 (2016)	構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
計	2,069,965	2,144,682	2,125,571	2,087,261	2,047,349	2,033,656	2,066,445	2,066,903	2,121,831	2,172,892	2,232,189	2,307,388	100.0	3.4
中 国	593,993	644,265	670,693	678,291	668,644	652,595	648,070	648,734	654,777	656,403	665,847	677,571	29.4	1.8
韓 国・朝鮮	582,754	580,760	571,598	566,799	542,182	-	-	-	-	-	-	-	-	-
韓 国	-	-	-	-	-	489,431	481,249	471,779	465,477	462,864	457,772	456,917	19.8	-0.2
フィリピン	182,910	193,426	197,971	206,208	203,294	202,945	208,183	213,923	217,585	224,049	226,995	237,103	10.3	3.3
ブラジル	313,771	309,440	294,649	228,702	209,265	190,609	181,317	172,953	175,410	172,038	172,437	176,284	7.6	1.6
ペトナム	36,131	40,524	40,493	41,354	44,444	52,347	72,250	85,499	99,865	124,820	146,956	175,744	7.6	19.6
ネパール	8,417	11,556	14,345	17,149	20,193	24,071	31,537	36,107	42,349	48,403	54,775	60,689	2.6	10.8
米 国	50,858	51,704	51,235	49,821	49,119	48,361	49,981	50,515	51,256	51,523	52,271	53,050	2.3	1.5
台 湾	-	-	-	-	-	22,775	32,324	36,965	40,187	45,209	48,723	50,908	2.2	4.5
ペル ー	55,487	56,950	54,607	52,385	51,471	48,255	48,598	48,263	47,978	47,800	47,721	47,970	2.1	-0.1
タ イ	34,547	36,560	37,812	38,240	41,316	40,133	41,208	42,279	43,081	44,175	45,379	46,690	2.0	2.9
朝 鮮	-	-	-	-	-	40,617	38,491	36,782	35,753	34,843	33,939	33,273	1.4	-2.0
そ の 他	210,197	229,389	221,778	220,212	217,511	230,457	230,223	232,812	248,106	256,766	275,774	291,489	12.6	5.7

(参考) 外国人登録者数	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,508
-----------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

男 性	1,094,546	47.4	4.2
女 性	1,212,843	52.6	2.6
数 値	2,307,388	100.0	3.4

(参考)

○対象者

平成23年末の統計までは、当時の外国人登録者数のうち、現行の出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数である。

平成24年末の統計からは、「中長期在留者」及び「特別永住者」の数である。

○国籍・地域

在留カード又は特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)の国籍・地域欄の表記(注1及び注2)である。

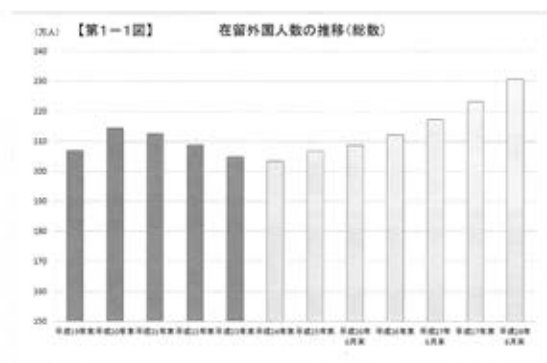
(注1)「韓国」「朝鮮」

朝鮮半島出身者及びその子孫等で、韓国籍を始めいずれかの国籍があることが確認されていない者は、在留カード等の「国籍・地域」欄に「朝鮮」の表記がなされており、「朝鮮」は国籍を表示するものとして用いられているものではない。

平成23年末の統計までは、外国人登録証明書の「国籍等」欄に「朝鮮」の表記がなされている者と「韓国」の表記がなされている韓国籍を有する者を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、平成24年末の統計からは、在留カード等の「国籍・地域」欄に「韓国」の表記がなされている者を「韓国」に、「朝鮮」の表記がなされている者を「朝鮮」に計上している。

(注2)「台湾」

台湾の権限ある機関が発行した旅券等を所持する者は、平成24年7月8日までは外国人登録証明書の「国籍等」欄に「中国」の表記がなされていたが、同年7月9日以降は、在留カード等の「国籍・地域」欄に「台湾」の表記がなされており、平成24年末の統計からは「台湾」の表記がなされた在留カード等の交付を受けた者を「台湾」に計上している。



も経済活動のグローバル化によって、涉外要素のある事案はますます増加の一途をたどると予測できる。

日本は外国人であっても不動産を所有することができるため、投資目的で日本の不動産を購入する外国人も多く、隣地所有者が外国人といったケースも往々にして存在する。海外に居住する者が所有者だった場合、国をまたいだ相続や境界確定の手続になることから、現在は一般的なものではないかもしれないが、今後は外国や外国人が関係当事者等として関与してくる事案は、それほど特殊なものではなくなってくるであろう。

2. 問題の所在

不動産の所有者が外国人である場合において、相続が発生したときは、被相続人の本国法に準拠するため外国の法令知識が必要になるケースがあったり、その相続人を確定する前提として、婚姻や養子縁組が有効に成立しているか否かの判断をしなければならないケース、戸籍等の通常添付を要する書類が存在しないといったことから、どう対処してよいのか分からないという話を耳にしたことがある。更には、相続人も海外居住の外国人であった場合には、言葉や距離の壁もさることながら、海外における相続人の調査方法や、所在判明後のやり取りに対する不安、本人確認の問題などが敬遠される理由としてあげられる。被相続人が日本人であったとしても、日本国籍を離脱しているケース、相続人が外国人であるケース等外国が絡んでくる事案は、それに掛かる手間や難易度が幅広く存在する。これらは全て「涉外案件」といわれる事案であるが、その中でも通常の国内業務の範囲で収まるものも存在する。そこで、本稿では、例えば外国人が当事者等として関与することになったとしても、通常の国内業務と異ならない、

異なるとしても何が違うのか、といった判断ができるよう基本的な事項について説明する。

3. 涉外案件とは？

明確な定義があるわけではないが、不動産登記の申請人又は関係者の一部若しくは全員が外国人又は外国法人である場合、あるいは申請人本人又は関係者は日本人であるが、その一部若しくは全部が外国に居住している場合等を総称するものと定義できる。

1)外国人とは？

①日本の国籍を有しない者²⁾、②外国の国籍を有する者と無国籍者³⁾と定義されている。外国と日本の国籍を持つ二重国籍者は、通常は外国人とみなされない。日本に帰化した者は日本人となり、帰化の時点から日本の戸籍が編製されることになる。外国人は日本の戸籍が存在せず、中国・韓国・台湾を除き、外国人の本国においても戸籍に該当する書類が存在しないため、相続等の手続で戸籍が必要な場合、戸籍の代用として外国人登録原票等が利用される。

2)外国人登録原票とは？

外国人登録制度の下、日本に連続して90日を超えて滞在しようとする外国人は、市区町村で作成されていた外国人住民に関する記録に登録する義務があった。作成は外国人本人の申請に基づいて行われ、市区町村ごとにその管轄内に居住する外国人の外国人登録原票が作成・保管され、現住所や親族関係の証明等に利用されていた。そして、住所移転をした際は、新住所地の管轄市区町村へそのまま移送されていた。外国人登録制度は、平成24年7月に外国人の新たな在留管理制度の導入に伴い廃止され、現在は住民基本台帳で管理されている。これにより、外国人住民票が創設され、外国人登録原票の代わりと位置づけられることになったが、記載内容が異なるため、今なお外国人登録原票は実務上必要とされている。なお、従前まで市区町村で保管されていた外国人登録原票は、法務省に送付され保管されることになったため、請求先が各市区町村から法務省に変更となった。

3)在留資格とは？

日本の在留資格制度は、全ての外国人の入国と在留の公正な管理を行うために設けられたもので、日

本国籍を離脱した者又は出生その他の事由により上陸許可の申請を受けることなく日本に在留することとなった外国人も、在留資格を持って日本に在留する必要がある。在留資格は、外国人が日本に入国・在留して行うことのできる活動を類型化したもので、入管法及びその施行規則等によって規定され、許可の判断は入国管理局が決定する。

「永住者」も在留資格の一種であり、外国人が在留期間を制限されることなく日本に永住できる権利のことをいう。永住許可とも呼ばれ、在留資格を有する外国人が永住者への在留資格の変更を希望する場合に法務大臣が与えることになる。

在留資格と混同されがちなものとしてビザ(査証)があるが、ビザは上陸許可申請要件の一部であり、日本への入国時に必要なものである。要件を満たせば、大使館や領事館などの在外公館でビザが発行されるが、短期の観光目的の場合、ビザの取得が免除されている国が多く、ビザがなくとも日本に入国及び一定期間滞在することが可能である。就労や留学等観光以外の活動を希望する場合は、在留資格を取得する必要がある。

4)中長期在留者(居住者)とは？

入管法上の在留資格をもって日本に在留する外国人のうち、①「3月」以下の在留期間が決定された人、②「短期滞在」の在留資格が決定された人、③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人、④ ①から③の外国人に準ずるものとして法務省令で定める人、⑤特別永住者、⑥在留資格を有しない人のいずれにも当てはまらない人のこと。在留資格の種類にもよるが、原則として3か月を超える在留期間が決定された外国人を指し、中長期在留者は外国人住民票が設けられ⁴⁾、印鑑登録を行うこともできる。

4. 添付書類等への対応

前述の説明から分かるように、外国人であってもその状況は多種多様であり、居住者(中長期在留者)か非居住者かどうかで、日本の住民票や印鑑証明書を用意できるかどうか異なる。その判断により、通常の国内業務と同様の処理ができる事案、涉外要素の含まれる事案、更にはその涉外要素の強弱(単に添付書類が異なるだけのもの、外国での手続が必要なもの、適用する法律が外国の法令であるもの等)

や必要となる手続の量、それに要する時間等を見積もることができる。通常の国内業務と異なると判断した場合に、代表的な添付書類として必要となる書面の代替につき説明する。

1)住所を証する書面

外国人住民票や外国人登録原票、印鑑証明書で現住所や住所移転の繋がりを証明することが一般的である。韓国の住民登録証明書及び台湾の戸籍は、住所を証する書面としても使用することができる。外国に移住した日本人については、在留証明書や外務省の所在調査の結果を利用することもある。日本に居住していない外国人については、これらの書類を一切用意することができないため、外国人の本国に住所を証する書面に該当するものがないかどうかを確認し、存在するならばそれを取り寄せてもらうことになる。しかし、その外国人の本国官公署発行にかかる書面を提出されたとしても、外国語で記載された当該書面が住所を証する書面としての要件を満たしているかどうかの確認、実際に使用する際には翻訳文及び認証が必要となってくることは手間である。そこで、同様の手間をかけるのであれば、その国の公証人の認証がある住所に関する宣誓供述書をもって代替することが実務上よく利用されている。他の書面としての援用も効くからだ。住所を証する書面としての証明内容としては、本人の特定及び本人がその本国の何処に住所を有しているのか(いつ何処から何処に移転した)が記載されていれば充分である。

2)相続を証する書面

日本で取得できる外国人住民票、(閉鎖)外国人登録原票や戸籍等がない場合や、これらの書類だけでは繋がりがつかないときは、外国人の本国における出生証明書や婚姻証明書等で確認していくことになる。また、外国人登録原票については、当該外国人本人の申請に基づくものであるため、その記載内容がその他の書類と矛盾することも多々存在する(生年月日や父母の氏名の相違等)。この場合にも、宣誓供述書をもって対応することが簡便である。

3)印鑑証明書

韓国・台湾を除く諸外国では印鑑証明制度はない。中国本土は印鑑を使用するものの印鑑証明制度がなく、印鑑を現地の公証員(公証人)が認証した認証文

をもって印鑑証明書に代替している。印鑑証明制度のない海外居住の外国人の場合、サイン証明を利用することが一般的である。海外居住の外国人が来日していれば、当該外国人の在日当該国大使館等でサイン証明書を発行してくれる国も多く、手続としてもそこまで煩雑ではない。

海外居住の日本人の場合は、居住国の日本大使館、領事館に印鑑を登録し、印鑑証明書の交付を受けるという方法もあるが、多くの諸外国では印鑑を使用する慣行がなく、在外日本人の多くも印鑑を日常的に使用していないため、登録されていないことが多い。そこで、印鑑証明書に代えてサイン(署名)証明書を代替することができる取扱いとなっている。しかし、在外日本公館はどこにでもあるわけではなく、国によっては在外日本公館に行くまでに多くの時間と費用がかかってしまうこともあるため、利用できないケースもある。そこで、日本領事館等による署名証明書・拇印証明書、又は外国の公証人による署名証明書、日本の公証人による署名証明書をもって、印鑑証明書の代替とすることが可能である。もちろん宣誓供述書に盛り込むこともできる。なお、署名

証明書は印鑑証明書と異なり、作成後3か月以内の有効期間の制限を受けることはない。

4) 宣誓供述書

宣誓供述書とは、①公証人が私署証書(作成者の署名、署名押印又は記名押印のある私文書のこと)に認証を与える場合において、当事者がその面前で証書の記載が真実であることを宣誓した上、証書に署名もしくは押印し、又は証書の署名もしくは押印を自認したときは、その旨を記載して認証する制度を宣誓認証制度といい⁵⁾、これにより公証役場において、公証人から宣誓認証を受けた文書のことをいう。②宣誓供述を行う者が自発的に自分の知り得た事実を書き記し、大使館の係員や本国の公証人の面前でその記載内容が真実であることを宣誓した上で署名し、宣誓を受ける権限を有する者が同一人であること、確かに本人の供述であることを確認の上、認証文や印章を添付したもののことも指す。

宣誓は証書の記載が真実であることを誓うものであるから、認証を与える私署証書は過去の事実を記載した内容のものが一般的であるが、契約書等証書

AFFIDAVIT

I, **Mr. [REDACTED]**, with the address at **[REDACTED]**, **Thailand**, being duly sworn, do hereby state that the facts hereinafter set forth are true and correct:

1. My current address, name and birth date
My current address, name and birth date are:
Name: **Mr. [REDACTED]**
Address: **[REDACTED]** Thailand
Birth Date: **April 29, 19[REDACTED]**

2. Death of **[REDACTED]**
My husband, **[REDACTED]** (Japanese nationality, the last address is **[REDACTED]**), passed away between at noon on April 29 and morning on April 30, 2012.

3. Heirs of decedent **[REDACTED]**
My husband, deceased **[REDACTED]** (Japanese nationality, the last address is **[REDACTED]**), deceased between at noon on April 29 and morning on April 30, 2012 has, with the exception of his wife **[REDACTED]**, his former wife's children **[REDACTED]** who have relinquished the right of inheritance of deceased **[REDACTED]**. Besides, the next rank heirs **[REDACTED]** who are his brothers and sisters have also relinquished the right of inheritance of deceased **[REDACTED]**. Therefore, the sole heir of deceased **[REDACTED]** is me who am his wife, **[REDACTED]**.

4. Conclusion of legacy division conference
The legacy division conference regarding the inheritance of **[REDACTED]** who is father of my husband, deceased **[REDACTED]** was concluded as follows.
(1) Summary about inheritance relation of **[REDACTED]**
② Domicile and registered address etc. when decedent **[REDACTED]** died
Domicile when he died: **[REDACTED]**
Registered Address: **[REDACTED]**

1 / 3

宣誓供述書の例

宣誓供述書

タイ王国バンコク都バトゥムワン区ルンビニ町ウィタユ路 999 に居住する、タイ国籍の私、タイカラ・キタコは、以下のとおり宣誓し、供述する。

1. 私の現在の住所、氏名、生年月日
私の現在の住所、氏名及び生年月日は次のとおりである。
氏名：タイカラ・キタコ
住所：タイ王国バンコク都バトゥムワン区ルンビニ町ウィタユ路 999
生年月日：19XX年4月29日

2. 渉外太郎の死亡
私の夫 渉外太郎（国籍：日本、最後の住所：東京都台東区9丁目9番9号）は、平成24年4月29日昼から同月30日朝の間に死亡した。

3. 渉外太郎の相続人
私の夫である亡渉外太郎（国籍：日本、最後の住所：東京都台東区9丁目9番9号、平成24年4月29日昼から同月30日朝の間に死亡）には、妻であるタイカラ・キタコ以外に前妻の子である渉外花子がいるが、亡渉外太郎の相続について相続放棄している。次順位の相続人となる兄弟姉妹である渉外二郎も、亡渉外太郎の相続について相続放棄している。従って、亡渉外太郎の相続人は妻である私タイカラ・キタコだけである。

4. 遺産分割協議の成立
私の夫である亡渉外太郎の父である渉外三郎の相続について、次のとおり遺産分割が成立した。
(1) 渉外三郎の相続関係の概要
① 被相続人渉外三郎の死亡時の本籍、登記上の住所等
死亡時の本籍 東京都墨田区123
登記上の住所 東京都江東区456
明治39年4月14日出生
昭和59年6月30日死亡
② 被相続人渉外三郎の共同相続人
昭和59年6月30日、被相続人渉外三郎の死亡により開始した相続について、共同相続人 渉外夫人・(亡) 渉外太郎
③ (亡) 渉外太郎（平成24年4月29日昼から同月30日朝の間に死亡）の相続人
タイカラ・キタコ
なお、(亡) 渉外太郎の相続について、渉外花子、渉外二郎は相続放棄している。

(2) 遺産分割
相続人となる者全員で遺産分割協議をした結果、下記不動産を下記の者が相続した。

1 / 3

宣誓供述書の例(参照用日本語訳)

の作成者の意思表示を記載した私署証書も含まれる。公証人の面前で宣誓することが要件なので、代理人による囑託は認められない。

前述の添付書類中、住所移転の繋がりがつかない部分や、出生から死亡までの戸籍が繋がらない等の不足部分を全て賄うことができるのが、宣誓供述書であり、実務上はほとんど宣誓供述書をもって対応している。

被相続人の死亡という事実、宣誓をする外国人が相続人であるという事実、他に相続人がいないという事実、当該外国人の現住所、住所がいつ現在の住所に移転したか、婚姻によりいつ氏名変更をしたか、等を内容とする宣誓を供述し、公証人の認証を受けることで、相続を証する書面、住所を証する書面及び印鑑証明書として補充、代替することが可能となり、これ一枚の作成で登記に耐え得る書面とすることができるため、非常に使い勝手のよいものである。

宣誓供述書の作成に当たっては、あらかじめ外国人から上記の内容を聞き出し、これを宣誓供述書の形式に引き直したものと、それを英文化(国によっては該当国の言語)したものを作成し、外国にいる当事者に郵送やメール添付の上印刷してもらったものに、当該外国人の本国の公証人の認証をしてもらう。もちろん、当該外国人の証言のみを鵜呑みにせず、本人確認を含めてエビデンスをとることも必要であることは忘れてはならない。

5. おわりに

本稿では、渉外事案の中でも入り口的な部分について説明させていただいた。国内業務の場合、法律や制度上不可能なものは別として、日本の専門家である各士業に対処しきれない事案はそれほど多くはない。知識や経験の多寡から自身では対処しきれない事案に遭遇することもあるが、その場合でも、対処できる同業や他士業と提携して処理することで、依頼人の満足を得ることができる。

我々士業は依頼人から報酬をいただいた上で、お礼と言われることもあるという希少な職業であるが、その本質はサービス業であると考えている。日本人でも各士業の業務内容を理解した上で相談に来る依頼人というのは少数であり、ましてや外国人になればなおさら少なくなる。もし対処しきれない事

案に遭遇した場合であっても、単に断ってしまうのではなく、次の受け皿を紹介してあげる程度のサービスは必要だと思う。インバウンド業務を行う場合、日本に滞在する外国人の多くは日本語を話すことができるので、外国語を話せずとも事案を対処できることが多い。しかし、外国語を話せる場合はより多くのメリットがあると感じている。依頼人が本当に内容を理解しているかどうかは分かるし、何より依頼人との距離が近くなりやすい。母国語で記載された書面があれば理解してもらいやすく、それが信頼にもつながる。後々生じる可能性がある依頼人とのトラブルも回避しやすい。そして、日本に滞在する外国人は、同国人同士での社会が形成されやすい傾向があり、事案を処理した依頼人から新たな依頼人を紹介されることもよくある。このように、語学もサービスの一環といえる上、他との差別化という点で報酬もその分高めに設定することも、今のところ可能である。

今後、日本に滞在する外国人が増加することにより、諸外国人と日本人とのハーフが生まれることも想定できる。幼少期から少なくとも二か国の言葉に触れてきた者は、日本語も母国語もネイティブに近く使用できる人が多いのが私の印象である。士業の資格制限に国籍は関係ないものも多く、そのハーフの者達が各士業の世界に進出してくる未来はそう遠くではないと考えており、そうなると外国語を話せることはサービスではなく当たり前の時代になるであろう。

渉外案件は諸外国の制度や法律を知ることにもなり、外国人が身近になっていく時代に沿った新たな業務を発見し、自己の業務の幅を広げることにもつながる。各士業の業務の在り方を見直す時期なのかもしれない、多くの方々が渉外案件に興味を持つきっかけとなれば幸いである。

参考文献

山北英仁「渉外不動産登記の法律と実務」
(日本加除出版)平成26年

- 1) 法務省：在留外国人統計
- 2) 入管法第2条第2号
- 3) 厚生労働省指針第3条
- 4) 総務省：外国人住民に係る住民基本台帳制度
- 5) 公証人法第58条の2

第10回 国際地籍シンポジウム

地籍測量4.0・智慧領航新視野

【日 時】平成28年10月20日(木)

【開催場所】ウィンザーホテル台中
(台中裕元花園酒店)

【主催機関】中華民国地籍測量学会・内政部国土地図センター

【実施機関】逢甲大学GIS研究センター

1998年に開催された「第1回国際地籍シンポジウム」から18年がたち、「第10回国際地籍シンポジウム」が、第1回開催地である台湾台中市で開催された。「国際地籍シンポジウム」は、日本・台湾・韓国を核とした研究者・実務家が集結し、第1回大会において設立された「国際地籍学会」の主催によるもので、2年ごとに三者の持ち回りで開催されている。今回のシンポジウムでは「地籍4.0^{※1}・智慧領航新視野^{※2}」をテーマとし、基調講演の他、18の論文発表が行われた。

日本から、林会長、岡田・海野副会長をはじめ、連合会役員・発表者11名、会員18名、民間企業3名の合計32名が参加。全体での参加者は200名を超えた。

開会式では、中華民国地籍測量学会の黄榮峰理事長による開会の辞に続き、日本団代表である林会長、韓国団代表である申東顯韓国国土情報公社社長、王靚秀内政部地政司長、張治祥台中市政府地政局長に

※1 ドイツが目指すIndustry4.0（第4次産業革命）や農業4.0などに表されている造語

※2 スマート化が地籍にもたらす新たな可能性(取材者解釈)



開催会場

よる挨拶へと進んだ。

林会長は、冒頭で今回のシンポジウムを準備された台湾関係者の方々へ、感謝の意を表された。東日本大震災及び熊本地震の経過報告の後、台湾、韓国から多大なご支援とお見舞いを頂いたことに対し、お礼の言葉を述べられ、災害時の地籍の重要性について言及された。今回のテーマに関連する「スマートアプリケーション」「クラウド」「モバイルアクセス」「センシング」「インターネット」のキーワードを挙げ、歴史の経過や技術の進歩、人類の未来を感じるとともに、今後も本学会を通じて会員国と連携し、一層地籍に関する研究を深めていきたいと述べられた。

以下、開会式での挨拶内容

- ・土地は、国の重要な資源の一つであり、国民の権利に密接している。
- ・人類の生活は、科学技術やネットワークの進歩によって、スマート化している。



中華民国地籍測量学会 黄 理事長



日調連 林 会長



韓国国土情報公社 申 社長

- ・気候や地殻変動により、地籍測量にも新しい技術が必要となってきた。
- ・技術進歩によって、地理空間情報は国際的にも重要であり、地籍は重要な学問となっている。
- ・クラウドニングや3次元技術のアプリケーション等の開発が進み、シンポジウムでは新しいソリューションが提案されることを期待する。
- ・技術の変化の中に、我々は新しい技術を導入すべきであり、また新技術開発に努力すべき。

基調講演

地籍測量技術のスマート化の発展とイノベーション

逢甲大学 周天穎特別教授(台湾)

第1部 現段階における

UAVを用いた3次元測量の使用(応用)状況の説明及び将来に向けたサービスや開発の向上方策

第2部 現在政府が推進する土地情報

サービスの紹介

第3部 新世代の農業情報の調査及び管理の展望と運用



基調講演 逢甲大学 周 教授

現在、台湾の農政機関は、クラウドコンピューティングによって、膨大なデータ集約を図り、作業効率を上げている。今後は民間企業への情報提供で、よりオープンで身近な存在になるであろう。また、昨今の汚染問題や災害時の問題等への対策でも、重要な役割を果たしている地籍データが情報統一を促していくことになるであろう。

農用地から都市部に至るまでの利用方法は、3次元測量技術と既存データを活用し、政府機関は多元的な事業計画が行えるようになり、利便性も高まった。サービス品質とパフォーマンスを向上させ、統

合、共有、地籍図に付加価値を付けたサービスを展開し、国土発展の政策に利用していきたい。

論文発表

テーマ1

「スマートな地籍に対する法律、制度、政策、教育の変革」

地籍法律と教育 明治期の地籍図を法制史から学ぶ(日本)

日本土地家屋調査士会連合会 山谷正幸理事
韓国と日本の地目分類の比較に関する研究(韓国)

韓国国土情報公社 文正勳氏
台湾の地籍測量に基づく時変データの影響に関する検討(台湾)

国立交通大学 邱元宏博士
台北市におけるスマートな地籍技術の発展と可能性(台湾)

台北市政府地政局 陳光熙技術専門家
地震による土地境界移動の法的課題(日本)

日本土地家屋調査士会連合会研究所 宮嶋泰研究員
日本植民地時代に作成された地籍図のデジタル統合や再調査について(台湾)

桃園市政府地政局 鄭凱仁課長



山谷 理事



宮嶋 研究員

テーマ2

「土地空間情報のクラウドサービスの共有とモバイルアクセス」

クラスタリングを用いた地籍図変換の研究(韓国)
韓国国土情報公社 南灌模氏
高雄市における可動性地理空間情報測位システムについて(台湾)

高雄市政府地政局測量科 林奉聖科長
倒壊建物の滅失登記調査ツール開発(日本)

日本土地家屋調査士会連合会研究所 山中匠研究員
市街地におけるUAVを用いた写真測量によるGPS技術の精度分析(台湾)

逢甲大学都市計画・空間情報学科 王彦杰研究生
登記情報のLinked Open Dataと Mapping (日本)

日本土地家屋調査士会連合会 藤井十章理事
IoTとクラウドベースのリアルタイム水位高測定(水面～橋桁)サービスに関する研究(韓国)

韓国国土情報公社 千榮満氏

日本土地家屋調査士会連合会研究所 西村右文研究員
地籍再調査に基づく地籍情報の活性化に適したスマートな登記制度に関する研究(韓国)

韓国国土情報公社 朴珍佑氏



小野 常任理事



西村 研究員

総括

日本

岡田副会長

過去から現代におけるレガシーを引き継ぎながら、未来世代への提言と導きを発信できたと感じる。台湾・韓国・日本において、地籍をキーワードとする研究者が多数存在することを力強く感じるとともに、人々の生活において未来への限りない可能性を発信できたと確信している。シンポジウムを準備いただいた、全ての方々に感謝を申し上げる。



山中 研究員



藤井 理事

テーマ3

「地籍測量技術のスマート検知・センシング及びインターネットの技術革新」

地籍の座標系に基づく島の効率的な3次元モデリング方法と利用計画に関する研究(韓国)

韓国国土情報公社 李賢杞氏
地籍調査管理を支援する自動化に関する研究(台湾)

内政部土地図センター 袁克中秘書
QZSSを利用した衛星測位について(日本)

日本土地家屋調査士会連合会 小野伸秋常任理事
自動追尾型トータルステーションとUAVを利用したSFM精度確認実験(日本)



総括 岡田 副会長

韓国

世明大学 金幸鐘教授

我々は、同じような課題に直面している。皆様と手を携えて、解決に向かいたい。今回のテーマは、過去・現在・未来へと繋がっているシンポジウムであり、今後の課題について、多くの解決への提案を頂いた。韓国では、2012年から地籍の再調査を始めた。2年後の第11回国際地籍シンポジウムでは、我々もより一層研究し、皆様とディスカッションをしたいと思う。

台湾

逢甲大学 高書屏教授

今回のテーマである「地籍4.0」について、台湾からのプレゼンテーションでは、「6つの『化』」を考えた。

- ①スマート化 ②自動化 ③時間の变化
- ④モバイル化 ⑤無人化 ⑥デジタル化

我々が利用する技術進化の方向性が示唆されており、近い将来において、応用の範囲が広がるだろう。

台湾

内政部土地図センター 劉正倫主任

私は、台中で開催した第1回国際地籍シンポジウムの主催者であり、再び台中で開催されたことを非常に嬉しく思っている。シンポジウム開催の準備に1年をかけ、本日はリラックスした気分である。これからも、より多くの加盟国や参加者が望めるような組織になればと願っている。日本・韓国の皆様をはじめ、全ての皆様に感謝申し上げる。

閉会式

次回の2018年開催国である日本へ、黄榮峰理事長から林会長へ引き継ぎが行われた。

取材後記

今回のシンポジウムは、台中市郊外にある、周囲では一際目立つ高層ホテルで開催されました。全てのプログラムは、同時通訳によって行われました。難しい専門用語も的確な通訳がなされ、中国語・韓国語が分からない私でも、発表内容を理解できました。

論文発表では、発表国以外からの質疑が活発でした。各国での考えや運用の違いを比較するなど、論文発表とともに興味深い内容でした。

懇親会の場で、台湾OBの方から歴代連合会会長との思い出話や、「第1回国際地籍シンポジウム」開催までの経緯を伺う機会がありました。存じ上げなかったのですが、平成元年度(1989年)から平成6年度(1994年)まで連合会会長を務めておられた、三浦福好元会長が「国際地籍シンポジウム」を計画されていたのだったとのこと。その台湾OBの方は、三浦元会長とともに活動をされておられ、先の訃報に接し、ひどく悲しまれたそうです。諸先輩方の思いを引き継ぎながら、新たな技術を取り入れ、次のステップへ歩みを進めていってほしいと話されました。

2年後は、日本での開催予定です。

是非皆さんも参加してみませんか。

広報部理事 山口賢一(長崎会)



開催地引継



日本団集合写真

平成28年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同

～深化した土地家屋調査士会ADRセンターを目指して～

平成28年12月1日(木)午後1時から2日(金)正午まで、土地家屋調査士会館会議室において、土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同を開催しました。

連合会では、平成19(2007)年12月9日(日)、10日(月)にセンター未設置会、既設置会の役員・担当者が東京に集まり、ADR担当者会同を開催しています。当時はセンターの設置数が27会で、全国の半数を超えたばかりでした。

今回の会同は50会全てのADRセンター長が集まっての開催です。始めに、連合会菅原唯夫副会長による開会の言葉、連合会林千年会長から挨拶があり、日調連ADRセンター福岡正隆委員長は、この会同が、日頃の活動、5年、10年後の運営に活かせるよう、また、委員会規則、ADR法を中心に活動していることの話がありました。次に、連合会佐藤彰宣社会事業部長による趣旨説明があり、



連合会 林千年会長



日調連ADRセンター 福岡正孝委員長



連合会 社会事業部 徳永哲理事

現在ADR法の認証取得をした会が22会あるが、運営費については19会で減少している。今後、深化したセンターを目指してこの会同での話や意見が参考になれば幸いとの話の後、会同の進め方の説明がありました。最後に、社会事業部徳永哲理事から事前に行われた各会ADRセンターの運営状況についてのアンケート結果の取りまとめについて報告されました。

続いて、法務省民事局民事第二課不動産登記第三係長 塚田佳代氏による「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携について」の講演がありました。



会場全体

主な内容は次のとおり。

- 1 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携の経緯
- 2 平成22年3月29日付け法務省民事局民事第二課長通知



法務省 塚田佳代氏

「筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携に関する検討の取りまとめ」等

- 3 法務局アンケートに基づく現状と課題

- ①事前相談
- ②手続移行
- ③情報共有
- ④広報

- 4 連携の方策の見直しの必要性
- 5 今後の連携方策についての検討
- 6 質疑応答

境界問題解決支援センター滋賀センター長の満島弘順氏からは滋賀会のADRセンターの取組の紹介がありました。

センター滋賀は、「理念」(組織と存在意義)土地家屋調査士及び弁護士の職能をもって土地境界問題の解決支援を行う。「ビ



境界問題解決支援センター滋賀 満島弘順センター長

ジョン」(目指すべき方向性・将来像)対話を通じた当事者の問題解決意識を高め、実情に即した専門的判断と併せて、自律的創造的な問題解決を支援し、もって裁判外による紛争解決制度の促進に寄与する。”を規則に謳い、平成28年度事業計画に各機関と「つながり」、多方面へ「ひろがり」、当事者に「よりそう」活動を進めている。

また、筆界特定制度との連携として、平成22年10月から「境界問題相談所」を開設し24年6月には弁護士も相談員として参加している。ADR認定土地家屋調査士は自らニーズを掘り起こすため支部にADR認定土地家屋調査士の会を作り、市民相談や研修を行っているとの報告がありました。

その後、5つの班に分かれ、グループ討議に入り、一日目が終了しました。

グループ討議の主題を「市民が利用しやすいADRセンターの在り方について」とし、理由として全国の土地家屋調査士会ADRセンターへのアンケート結果から、ほぼ共通する課題が確認され、それらの問題を解決するためにも、利用する市民の立場からの観点も多く取り入れ、市民目線に立ったADRの運用について討議されました。

議題1「市民が利用しやすいADRセンターの在り方について」

議題2「ADRセンターと認定土地家屋調査士」

議題3「土地家屋調査士会ADRと筆界特定制度との連携」

二日目は、各グループ討論の報告がされました。主な内容は次のとおり。

議題1について

- ・相談手数料は、利用のしやすさでは無料が良いが、センターの運営、ADR認定土地家屋調査士の活用から見ると有料になる。また、無料相談で満足する人もいるので、調停にはならない。
- ・出張、現地調停は、県の広さ、交通状況により違うが、センターが遠い人は使いにくく、出張で利用者の利便性が良くなった。
- ・出張相談会を行い、土曜日、日曜日、休日の相談会を行う。
- ・土地家屋調査士を知らない市民が多いため、制度広報が必要。
- ・進行状況を把握するためケースマネージャーを置いている。等

議題2について

- ・ADR認定土地家屋調査士が相談を受けた場合、そこで振り分けをする。
- ・弁護士との関係は普段からつながりを持ち、司法修習生と一緒に研修を行う。
- ・ADR認定土地家屋調査士の名簿を弁護士会に公開する。
- ・ADR認定土地家屋調査士が弁護士会の研修講師になる。
- ・ADR認定土地家屋調査士が代理人になった場合、相手側には少なくとも土地家屋調査士が保佐人に入る必要がある。
- ・センター相談員、調停員及び筆界調査委員をADR認定土地家屋調査士にする。等

議題3について

- ・年に1～2回会議をもって連携を図る。
- ・土地家屋調査士、弁護士、法務局合同で相談会を行う。
- ・市民がADRを知らない。土地家屋調査士も知らない。もっと広報すべき。
- ・筆界特定の境界点を明示する必要性。境界標は必要で一般の人に分かりやすく説明する利用法についての広報。等

小休憩の後、連合会における認証の考え方について、連合会佐藤彰宣社会事業部長の話があり、国民に対する信頼、法的効果などから、認

証取得をしてほしい旨、また認証取得を円滑に進めるため、これまで以上に柔軟に対応することの説明がなされました。

続いて、各センター長からの質疑・要望があり、最後に連合会菅原唯夫副会長から、総括・閉会の言葉があり解散となりました。



連合会 佐藤彰宣社会事業部長



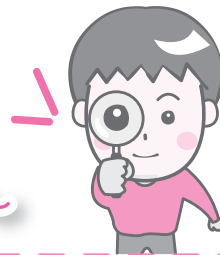
連合会 菅原唯夫副会長

副会長 海野 敦郎(神奈川会)

平成28年度

法の日フェスタ in 赤れんが

～法を身近に感じてみよう～



「法の日フェスタ」は、法務省、最高検察庁、日本弁護士連合会の共催により、10月1日の「法の日」※週間記念行事として、法や、法務行政を身近に感じてもらうために、例年「法の日」週間の土曜日に開催されているイベントです。平成28年度は10月1日が土曜日であったため、「法の日」当日に実施されました。

土地家屋調査士制度を管轄する法務省民事局民事第二課では、他のイベントに加え、「筆界特定制度10周年記念事業」の一つとして、同制度や土地家屋調査士制度への理解を深めてもらうことを目的として、測量体験やパネル・写真・伊能小図(複製)の展示、法務局地図と空中写真を重ね合わせるいわゆる「重ね図」のデモンストレーションなどが実施され、日調連も企画・運営などの協力を行いました。当日の様子をお伝えします。

測量体験1

トータルステーション

《TSで距離と高さを測ってみよう》

測量体験1は、法務省内のサンクン広場から赤れんが棟の屋根や尖塔までの距離や高さを実際にTSを使って測ってみようという企画で、7月に行われた「子ども霞が関見学デー」でも好評であった企画です。内容はほぼ同じでしたが、今回も多くの人にTSに触れてもらうことができたと同時に大人にも好評な企画であることが分かりました。



測量体験2

《ボールやシャトルを投げて距離を当てよう》

測量体験2は、柔らかいボールやシャトルを投げて距離を予想し、TSで測った正確な距離との違いを体験してもらおうという企画です。一緒に来られた子どもにも人気の企画でした。



写真・パネル展示

《登記官と土地家屋調査士の仕事、測量から地積測量図ができるまで、伊能小図》

法務局の仕事や筆界特定制度・土地家屋調査士制度、地面のボタン(境界標)についてパネル展示を行いました。また、測量から地積測量図ができるまでの作成過程をパネル展示するとともに、広場に同縮

※ 「法の日(毎年10月1日)」は、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会の共同の決議に基づき、国民の皆様、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるよう設けられたもので、「法の日」から1週間は「法の日週間」とされ、最高裁判所、法務省・最高検察庁及び日本弁護士連合会の共催でイベントが行われます。

尺の範囲をテープで囲み、来場者に地積を実感していただきました。さらに、普段は土地家屋調査士会館1階に展示している「伊能小図(複製)」も来場者にご覧いただきました。



「重ね図」デモンストレーション

《法務局地図と空中写真の重ね合わせ》

福島会の白土洋介会員(日調連技術センター委員)にご協力いただき、いわゆる「重ね図」のデモンストレーションを行っていただきました。座標値を基に法務局地図と国土地理院が公開している航空写真地図とを同縮尺で重ね合わせ、地図の正確性やズレ、使用用途などの確認が容易にできることについて説明がされました。特に年代による使用用途の移り変わりが航空写真で一目瞭然で分かることに来場者は驚いていた様子でした。



まとめ

平成28年度の「法の日フェスタ in 赤れんが」は、1,367名の参加者があり、日調連が協力した測量体験や重ね図デモ等には、そのうちの400名ほどに参加していただきました。当初の予想をはるかに超える来場者数で、イベント開始当初はかなりてんやわんやでしたが、多くの方に土地家屋調査士の仕事や筆界特定制度のことを知ってもらえたイベントでした。

(日調連広報部)

～筆界特定制度創設10周年～

「法の日フェスタ in 赤れんが」における 筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報イベント

法務省民事局民事第二課

平成28年10月1日(土)、第57回「法の日」週間記念行事として「法の日フェスタ in 赤れんが」が開催され、法務省民事局民事第二課では、日本土地家屋調査士会連合会と共同して筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報イベントを実施しました。

筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報イベントは、同年7月27日(水)及び28日(木)の2日間にわたり開催した「子ども霞が関見学デー」に引き続き、本年度2回目となります。

「法の日フェスタ in 赤れんが」は、法や法務行政を身近に感じてもらうため、例年「法の日」週間の土曜日に開催されるイベントであり、本年度の来場者数は、1,367人と、昨年度の約450人を大きく上回りました。

今回の「法の日フェスタ in 赤れんが」は、大人の来場者が多いと考えられたため、7月に実施した「子ども霞が関見学デー」で好評だったトータルステーションを使った測量体験は継続しつつ、より幅広い年代を対象とするため、歩測体験に変えてボール等を投げてもらい、その距離を測る投球計測としたほか、白土洋介先生(福島県土地家屋調査士会)による登記所の地図と航空写真との重ね図のデモンストレーション、伊能小図の展示、測量から地積測量図の作成過程のパネル展示といった大人向けのイベントを実施しました。

昨年度の3倍以上の来場者数があったこともあり、測量体験は、常に順番待ちの状況で、子どもから大人まで幅広い世代の方々に経験していただくことができました。

また、重ね図のデモンストレーション、伊能小図・パネル展示等にも多くの方々にお立ち寄りいただき、準備したパンフレットや記念品も全て無くなるなど、大盛況のうちにイベントを終えることができました。

このように、多数の集客ができたのは、受付で来

場者全員に、測量体験のカードを兼ねたイベント内容や法務局の業務、土地家屋調査士の仕事を記載した「しおり」を配布したことが効果的であったと考えているところです。

本年度は「子ども霞が関見学デー」及び「法の日フェスタ in 赤れんが」において、筆界特定制度と土地家屋調査士制度の広報イベントを実施しましたが、両イベント共に予想を超える多くの方々に測量体験をしていただいたり、制度や測量に関するパネル・写真等をご覧いただき、非常に効果的な広報活動ができたものと考えています。

「法の日フェスタ in 赤れんが」のアンケートでは、「一番印象に残っているのが土地の測量体験です。ふだん、町でよく見かけていたのですが、今日何をしているのか、どう測っているのかを知ることが出来て良かったです。」、「測量の体験に参加しました。感覚で判断したものと実測がかなり差があり、人の目の当てにならないことを実感しました。」、「測量は道で見かけて興味はあったので実際に触れて感動しました。」、「重ね図の説明はとても興味深いものがありました。」といった感想が寄せられ、測量に興味がある方がかなり沢山おり、こうした測量体験のイベントには一定のニーズがあることが伺えます。今後も、日本土地家屋調査士会連合会の方々と共同し、こうした広報活動を継続することによって、法務局及び土地家屋調査士の仕事を多くの方に知っていただけるよう努めていきたいと考えております。

最後に、前回の「子ども霞が関見学デー」と同様、各種展示物及び広報物品の提供、測量機器(トータルステーション)の準備、当日の要員等、本イベントに協力いただいた日本土地家屋調査士会連合会の皆様方及び重ね図のデモンストレーションを行っていただいた白土洋介先生に、この場をお借りして、深く御礼申し上げます。

当日来場者に配布されたしおり

2018 読者の「法の日フェスタ」を兼ねる！



読者民権新聞キャスター「フタちゃん」

「法務局の登記官」と「土地家屋調査士」の仕事

本日のイベント

- 1 画図体験（法務局地下1階 サンシャイン広場）**
 - ・法曹関係者の皆さまでの観覧、見学を1F（サンルーム）にて行います。
 - ・想一サニヤビル店と隣接して、距離を計測します。

※いつでも参加できます！


- 2 地図の重ね合わせ（法務局地下1階 小会議室）**

・法務局の地籍図と空中写真などを重ね合わせます。

11：00～ 13：00／ 14：00～ 15：00
※ 1回 15分程度


- 3 伊賀忠恵の地図の展示（法務局地下1階 小会議室）**

伊賀忠恵は、江戸時代に俳草堂中として著名な方であり、初めて東京に日本地図館を開業させた人です。



平成28年10月1日（土）
読者民権新聞民事第二課
日本土地家屋調査士会連合会

ほう 務 局 と は ？

法務局はどんな仕事をしているの？

法務局では、土地や建物といった不動産に関する登記、会社に関する登記、戸籍、婚姻、供託等の民事事件の記録と裁判事務及び人地関係事務を行っています。不動産に関する登記事項については、全国のすべての法務局・地方支庁法務局及びこれらの支庁・法務局で取り扱っています。



「アパレル小売店が大量倒産した。大家の家をどうする？」

➡



対応：ふくやま市・市役所
 登記係 1 名
 担当：ふくやま市役所登記係
 法務局 1 名、2 名、3 名
 支庁 1 名、2 名、3 名
 所在地：アパレル小売店

法務局はどこにあるの？

- 法務局は、都道府県ごとに設置されています
 「たけな、札幌市は、札幌、道庁、道庁の各機関に設置されています。」
- 東京、大阪、愛知、福岡、愛媛、佐賀、札幌、豊川には「法務局」が、その他の都道府県には「地方支庁法務局」が設置されています。
- 富山県庁・地方支庁法務局には、支庁・法務局が併設されています。



【組織図】

法務局高度事務所

法務局（8局）

支局

地方支庁法務局（43局）

支局

不 動 産 登 記

不動産登記手続を行う法務局

不動産登記とは、私たちが生活に必要である土地や建物の所有、権利のほか、所有者の住所・名称などについて、国または不動産登記所に申請した登記簿（「基本情報簿」）が登記記録に記録し、一般に提供する制度です。

このように不動産に関する情報を提供し、公表することで、国民の経済の健全を促し、不動産の取引の安全と円滑を図っています。

【登録事項等申渡書】

法務局と土地家屋調査士との連携

土地家屋調査士は、不動産の売買に関する登記について必要な情報は建物に関する資料を取り入れ、不動産の取引に関する登記の手続きを行います。

土地家屋調査士

【登録所】

市町村役場

地
図
作
成

地図を作成する技術局

法地図に基土地の影を明らかにした地図を撮れ付けることとされていますが、まだまだ古い地図（公図）しかないところも多いため、運用時は、最新の測量技術を活用したより正確な地図（登記簿附地図）を作成する作業を行っています。

より正確な地図が得られることによって、土地と土地との境が明らかになり、これにより生ずる争いを予防することが出来ます。

公園



登記簿附地図



法地図と土地家屋調査士との連携

土地家屋調査士は、法地図からの地図により、地図を作成するためには、土地に関する測量や境界を行い、地図を作成します。

土地について調査



ひつ おひ とく てい ざい と
筆 界 特 定 制 度

業界特定をすすめる法務局

関係する土地と業界が明確でないとき、土地の所有権者から申請により、
 法務局の業界特定制度認定課や外部の専門家である業界調査委員（土地家屋調査士、
 弁護士等）の意見を踏まえ、その業界を特定します。

★ポイント！

- ・原則より簡便・速い・安い。
- ・土地家屋調査士などの専門家が調査します。
- ・申請人や関係人等からも意見を聴きます。
- ・法務局が最終で決定し、申請人の負担を軽減します。



【手続の流れ】

申請の受付

➔

調査・意見

➔

意見聴取

➔

業界特定

法務局と土地家屋調査士との連携

土地家屋調査士は、土地の所有者等
 からの委託を受け、業界特定に申請
 をしたより、業界調査委員会として、業界
 の特定に必要な調査をして、法務
 局の業界特定制度に意見を提出し
 たりします。

業界について調査



➔

法務局

あ ち か お ち あ し
土 地 家 屋 調 査 士



土地家屋調査士は、
不動産の「表示に関する登記」と「土地の境界」に関する
専門職です！

※ 土地家屋調査士は、昭和25年7月1日法律第22号「土地家屋調査士法」
により設置された「国家資格」です。

土地の表示に関する登記

- ・ **土地の真面目確認**
 出典権（著 権）と 著作権（著 権）を有する著作物である土地家屋調査士法を調査し「天下りする」として登記
 土地の表示に関する登記
 土地の表示に関する登記は、土地家屋調査士法により定められています
- ・ **土地の境界の登記**
 土地の境界の登記は、土地家屋調査士法により定められています
- ・ **土地の所有の登記**
 土地の所有の登記は、土地家屋調査士法により定められています
- ・ **土地の所有の登記**
 土地の所有の登記は、土地家屋調査士法により定められています
- ・ **土地の所有の登記**
 土地の所有の登記は、土地家屋調査士法により定められています

境界の表示に関する登記

- ・ **境界の表示の登記**
 境界の表示の登記は、土地家屋調査士法により定められています
- ・ **境界の表示の登記**
 境界の表示の登記は、土地家屋調査士法により定められています
- ・ **境界の表示の登記**
 境界の表示の登記は、土地家屋調査士法により定められています
- ・ **境界の表示の登記**
 境界の表示の登記は、土地家屋調査士法により定められています
- ・ **境界の表示の登記**
 境界の表示の登記は、土地家屋調査士法により定められています



登記申請書類や図面の作成をはじめとする「表示
 に関する登記」の手続きについては、専門資格者であ
 る「土地家屋調査士」に相談ください。

法
務
局
地
図
と
重
ね
図

法務局の地図ってどんなもの？

・法務局の地図は、緑と文字で作成されており、土地の地番と土地の区画が明らかにされています（不動産登記法14条1項）。



法務局の地図

空中写真と地図（重ね図）







出典：国土情報ソフトウェアより

法務局の地図を空中写真と重ね合わせると・・・

★法務局の地図とズーム地図や空中写真を重ね合わせると、何番の土地がどこにあるか、縦横どのように分割されているのか一目了然となることから、都市開発などの公共事業の場で、活用されています。

★また、大規模買収などが発生した場合には、境界線が判じやすくなりますが、災害時の罹損の調査や法務局の地図を合わせるとより、土地の境界を優先することができるとから、復興事業には欠かせないものとなっています。

測量体験

1. TS (トータルステーション) 用いた赤れんが計測

2. 推測計画

掲げてものを
下から選んでください。

番号	結果
1 野球ボール	円 0.0
2 サッカーボール	円 0.0
3 バスケットボール	円 0.0
4 ビンポンボール	円 0.0
5 ショートル	円 0.0
6 その他	円 0.0

◎体験された方には、記念グラスをプレゼント!!

地籍問題研究会

第17回定例研究会

日 時：平成28年11月26日(土) 13:00～17:20

場 所：明治大学駿河台キャンパス リバティタワー 3階
1031 教室(東京都・千代田区)

テーマ：公図の源流をさぐる

協 力：日本土地家屋調査士会連合会、東京土地家屋調査士会

はじめに、研究会幹事である東京土地家屋調査士会の國吉正和氏から今回は「公図」に絞った定例会としての趣旨説明があり、続いて明治大学法学部准教授の亀田浩一郎氏から来賓挨拶、先生は明治大学で民法、特に民法177条を具体的に講義されている。明治大学では平成20年度から東京土地家屋調査士会による寄附講座を開講している。その上で、土地家屋調査士の業務が物権法での物件特定においてシステム上重要な立ち位置にあることを含めて講義されている。

基調講演1「大和国における地租改正地引絵図の作成経緯と地割に関する諸問題」

報告者 奈良大学文学部地理学科教授 土平博氏

土平氏は奈良大学で歴史地理学の研究を続けている。歴史地理学では江戸時代の陣屋町・城下町などを紐解き、都市の機能が失われた時の復元的な研究をされている。その際には「地割」の手法が有効的になる。「地割」を知るためには地券帳・検地帳などをどのように整理するか、そこから勉強し始めた時に全く知り得ていなかった公図・地籍の問題が必要と感じ今に至っている。そこで特異的である地元奈良県についての地租改正の話がされた。

地租改正事業は明治6年から始まり明治14年に終了している。この地引絵図がどのように作成されたのかを知るために堺県大和国(今の奈良県)の絵図を研究した。明治前期の奈良県内の村の編成は、明治5年から11年の間に大区・小区制が廃止された後、大区・小区制が廃止。奈良県全体としては明治9年に堺県に編入され、明治14年に大阪府に編入され

て「大阪府の大和地域」とされた時代があった。その後、「奈良県」が再設置される明治20年までの空白期間があったわけであるが、これら統廃合の時期は地租改正地引絵図作成と丁度重なっており、地租改正事業の歴史の中では「奈良県」はなく「大阪・堺」の中で「大和国」として記載されている。しかし、県域が変わっても地引絵図は変わらない、特に前述した大区・小区制の記載はその時代のものでそのまま記録されている。埼玉県和光市にある国税庁税務大学校に所蔵されている奈良県の地引絵図と奈良県立図書情報館に所蔵されているものと比較検討して、その作成調整方法について、当時の堺県庁と大阪府の指示(達示)による作成を具体的に解説された。「地割」とは区画のことであるが、丈量の地割が綺麗に残っているのがこの地域の歴史を物語って反映されているものであり、歴史地理学として土地景観を理解するのには有効なものである、とされた。

基調講演2「公図の沿革と現代的意義」

報告者 藤原民事法研究所代表、研究会監事
藤原勇喜氏

不動産登記法の目的は紛争が起きないようにする制度であるところ、公図が信頼できるか否かの問題が残っている。そこで公図の沿革を解説された。

明治5年2月15日太政官布告第50号をもって地券制度ができて、土地に所有権を与えられた後、明治6年7月28日太政官布告第272号をもって地租改正事業が始まった。そして、明治17年3月15日太政官布告第7号による地租条例により地押調査(更

正図)が整備された。明治22年3月26日大蔵省訓令第11号、明治22年5月25日大蔵省主税局長通知、明治22年7月1日大蔵省訓令第49号により土地台帳規則が発足し、地券制度が廃止されている。

戦後の登記制度は、昭和25年7月31日法律第227号により土地台帳と不動産登記の一元化がなされた。昭和35年3月31日法律第14号・同年4月1日施行の不動産登記法改正により土地台帳法を廃止して、権利の客体である不動産そのものの登記(表示登記)が創設された。公図とは、それまで土地台帳法での位置づけであったものが法の廃止により混沌となった。そこで、当時の法第17条地図が整備されていなかったため、便宜的措置として土地台帳施行規則2条の規定によって法改正以前どおり継続して利用することになり、昭和52年に不動産登記事務取扱手続準則の一部改正を行い、同準則第29条の規定により地図以外の図面はすべて「地図に準ずる図面」として位置づけがなされた。

地図に準ずる図面は、地図ほどではないが概ね筆界を表しているとされている。現在の公図は、全国で716万枚のうち法第14条地図が400万枚、つまり55%。地域としては都市部では25%にとどまる。この都市部の地図に準ずる図面を整備して精度を高める必要があり平成地籍整備が始まった。また、国土調査事業を都市部にも施行することも必要になり街区調査が始まっている。

筆界特定制度ができて10年になるが、これまでの筆界確定訴訟件数の半数が筆界特定で解決されている。まだ導入されていないが「職権による筆界特定」の制度ができれば、都市部の地図の整備がより

進んでいき、筆界未定地の解消につながるようになる、とされた。

会員からの研究報告 1

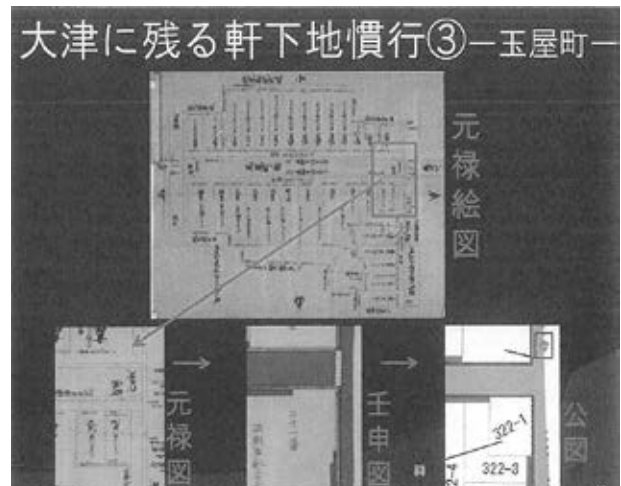
「江戸時代から現代への地籍図及び土地境界の変遷」 ～滋賀県大津市を事例として～

報告者 滋賀県土地家屋調査士会 西村和洋会員

「地図」である地籍図や公図を理解するに当たっては、それ以前の地図の影響は無視できない要素となる。本報告では滋賀県大津市を事例として、特に近世(1700年頃)に作成された「元禄絵図」に焦点を当て、元禄絵図が近代の地籍図や土地境界の生成にどのような影響を及ぼしたのかを報告された。

大津市は近世の町絵図・地籍図の現存状況が良好である。市街地券発行地でもあり公図も地図としての精度が高い。この元禄絵図が近世だけでなく、慶応年間や明治になっても活用されていた実態が確認できている。元禄絵図作成時には、現代と同じような関係者立会を経て作成されており、絵図に記された辺長もかなり正確であることが確認できている。また、元禄絵図の作成者の職業が「大工」であったことが、沽券図の持つ性格のポイントである。さらに、現代でも残っている「軒下地」の記載もされている。この「軒下地」とは個々の家屋から道路敷地上へ一定幅の軒の突出が認められていた都市に多く存在したとされている。【事例あり】

全体の検証結果、①元禄絵図は測量図としての精度は高くないが記載された文字情報は比較的正確と確認できる。②元禄絵図に記載された軒下地や溝を



根拠に地籍図が作成されており、また壬生図作成時点ではより詳細な情報が反映されるなど正確性が増している。③大津では地籍図作成時に元禄絵図を根拠とした結果、軒下地の存在が今日においても広範囲に確認できる。また、官民境界線の復元も可能である。

最後に、こうした文字情報が作成された時代背景と、その作成当時の行動を考え合わせて公図を取扱うことが、現代の特に土地家屋調査士には重要である、とされた。

会員からの研究報告2

「地租改正当時の富山県」

報告者 富山県土地家屋調査士会 砂道章会員

元々加賀藩であった越中国は分家して中央が富山藩になり、その後の廃藩置県により富山県になり、統廃合の中で明治9年に今の石川県である新川県が統合され、分県運動により明治16年に元の越中国が富山県となった歴史がある。地租改正事業は明治6年に開始され、統廃合はその真っ只中であった一方、富山県はその地形が関係して治水事業が盛んであったが大きな治水事業は地租改正後にあったことは、公図を扱う上での認識は重要なポイントである。

旧藩時代の社会構造と検地制度が地租改正事業に影響を与えている。「反」とは、元は米1石の収穫が上げられる田の面積として定義されたものであり、一反は360歩であったところ、当時の越中国の検地では慣習として面積単位であった一反は＝一石＝240歩とみなしていた、という文献がある。村の年貢＝(村の総面積－抜物【水路道路・公共的敷地等の意味】－畠折【価値水準に係る面積調整値】)×一石5斗【一反当たりの草高】×免【税率】による検地があったが当然この収穫高が面積に匹敵するものではない。それでも測量自体は熟練した「縄張り人」が検地を実施しているので精度は良いと考えられる。地租改正事業においてもこれらの制度が引き継がれている。測量方法は基本的に十字法を用いていたようであり、壬申時代当時の地引絵図と現在の地図に準ずる図面を比較しても遜色なく精度は良いものと考えられる。地租改正における野帳が比較的多く残されており、住宅密集地が多く存在していた地域の野帳を見ると借地権の存在とその面積が読み取れる。【現在においてもその権利が生きていることも確認して

いる】また、屋敷の雨落ち部分を道路と敷地の境界として測量していたという細かい記録も明記されていた。また、越中国には江戸時代から既に小作権があり、全国的に見ても高い小作率であったと思われる。耕作地の一筆当たりの面積が小さいのも富山県の地租改正に大きな影響を与えている。

会員からの研究報告3

「公図における信頼性の検討」

報告者 秋田県土地家屋調査士会 山田榮治会員

秋田会で境界鑑定委員会が発足した際に、鑑定書を土地家屋調査士が作成する際に重要なポイントである公図の信頼性を検討するため、地租改正の調査をする必要があった。

地租改正の作業において、秋田県での測量は、耕地・宅地が明治8年9年、市街地が明治10年、山林原野は明治11年に実施されている。ではその精度はどの程度か、三斜の図面から推定した公図の精度を検討した。当時の公図と100年後現在の14条地図を比較すると「平均伸び率」はあるものの概ね一致する。十字法の検証実験もしてみた、計算した標準偏差を現地に当てはめると、現地で示された境界位置と公図復元による境界位置が標準偏差における許容範囲内で概ね一致していた。

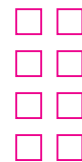
江戸末期の庶民教育として「寺子屋教育」があった。秋田県の寺子屋は非常に偏在しており、そもそも寺子屋とはいうが師匠たる僧侶が少ない状況では全国一斉の地租改正は無理であろうと思うところ、師匠の担い手としてまず農民が一番、次に武士が支えていた。また、当然裕福な家庭の子でなければ寺子屋に入れなかった時代ではあるが、秋田県のように武士の子と農民の子と一緒に勉強したことは非常に珍しい。こうした寺子屋により農民が教育を受け、地租改正の面積測定自体は武士が中心に行っているが農民がそれを手伝っている。地租改正に携わった農民は一定の能力を持った人達であったことが分かる。

境界確定の判決において「当時の技術が未熟であった」との記述が見受けられるが、当時における完成した技術で作成されたものであって、当時の精度をしっかりと把握して活用することが必要である。

広報部長 古橋敏彦(静岡会)



空き家と向き合う街づくりシンポジウム



日時：平成28年11月2日(水)
場所：アクロス福岡 イベントホール
主催：公益社団法人福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
福岡県土地家屋調査士会
後援：福岡法務局 福岡県 福岡市

福岡県の空き家は、約31万7千戸。特に社会的問題となっている、賃貸・売却用の住宅や別荘等の二次的な住宅を除く利活用されていない空き家(以下「その他の住宅」という。)は約12万戸であり、前回(5年前)の調査より19%増加している。

全国で空き家問題が危惧されている中、この問題について理解を深めてもらい、解決するための「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家対策特別措置法」という。)等の官公庁が推進する対策や、土地家屋調査士の業務を紹介する、一般の市民を対象としたシンポジウムが開催された。一般来場者は定員の300名に達し、総来場者数は554名に上った。

主催者挨拶

公益社団法人福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「福岡公嘱協会」という。)花本政秋理事長の挨拶では、「一口に空き家と言っても、倒壊の恐れがある建物から、十分に利用価値がある建物まで様々で、状態の違いによって行政の対応も異なる。空き家の存在は、私たちの生活の安全に深く関わってくる問題である。ところが、いざ空き家問題に接すると所有者が分からない難題に遭遇する。」と、具体的な空き家問題について言及された。

続いて、福岡県土地家屋調査士会(以下「福岡会」という。)野中和香成会長の挨拶では、一般来場者に



花本政秋理事長



野中和香成会長

身近な固定資産税をテーマに、シャープ勧告による税制度改革を背景とした、土地家屋調査士の歴史と業務について紹介された。

講演

「空家対策特別措置法について」

福岡県建築都市部建築指導課長
讃井人志氏

1. 福岡県の空き家の現状と問題について
2. 空家対策特別措置法の概要について
3. 空き家問題に対する福岡県の取組について
4. 空き家問題の解消について



讃井人志氏

空き家問題の概要や空家実態調査による意識アンケートとともに、その他の住宅や特定空家等について説明された。

「空き家となった経緯は、相続による取得が52%を占めている。今後の利用意向は、そのまま空き家にしておくとの回答が一番多い。」

「空き家対策と相続登記」

福岡法務局民事行政部不動産登記部門首席登記官
山口松美氏

1. 相続登記の促進
2. 筆界特定制度について
3. 登記所備付地図作成作業について

「相続が発生した不動産について、相続登記がなされていない状況が数多く存在していることが、東日本大震災の復興に関連し報道されるなど、重要な問題として社会的な関心が集まっている。相続登記が放置されている限り、所有者の把握が困難となって、空き家問題とともに所有者不明土地問題が表面化してくる。」

相続時に、空き家に関わることになる事例紹介が行われた。その他、登記所備付地図作成作業への協力や土地家屋調査士の業務についても言及された。

「福岡市の空き家対策について」

福岡市住宅都市局建築指導部建築物安全推進課長
大塚政徳氏

1. 福岡市の空き家対策への取組
2. 空き家対策特別措置法について
3. 空き家の活用事例～地域の街づくり活動として～



大塚政徳氏

福岡市の空き家状況の説明の後、大塚氏が個人的に取り組んできた活動が紹介された。空き家であった居宅を美容室へ、四軒長屋を飲食店へと再生・利活用した事例が紹介され、周辺の景観に溶け込むようなリノベーションが印象的であった。地域の活性化や、生活環境面(防災・防犯・衛生)においても効果的であると感じ取れた。

「空き家問題は、地域の街づくりの一環として考えていく必要がある。」

「地方の街づくり」

元衆議院議員 第17代宮崎県知事
東国原英夫氏

世界経済、地方創生、人口一極集中等の多様な視点から、空き家問題が地域に与える影響について述べられた。東国原氏ご自身も、将来、空き家を所有する可能性があり、今から考えておくべき事(相続・登記・管理)についての話は、来



東国原英夫氏

場者も空き家問題を身近に感じる講演であった。土地家屋調査士や公共嘱託登記土地家屋調査士協会についても、知事時代の経験を含めご紹介いただいた。

約60分の講演では、宮崎県知事立候補までの経緯や選挙活動、就任後の取組の話題で、会場の笑いを誘い、終始、来場者の心を掴んでおられた。

「宮崎県知事就任当初の政策は、おもてなし事業であった。おもてなし日本一の宮崎県を目指した。行政サービスこそ、おもてなしの気持ちを持っていなければならない。政治や行政は、人々を幸せに、笑顔にしないとイケない。笑いのある街づくりが、活気ある街づくりとなる。」

パネルディスカッション

東国原英夫氏	山口松美氏
讃井人志氏	大塚政徳氏
福岡会	日野智幸副会長
福岡公嘱協会	馬場秀憲副理事長
コーディネーター	
福岡公嘱協会	松尾努常任理事

「空き家問題とは」

- ・いつ、誰が、遭遇するか分からない問題である。
- ・多種多様であり、その状況は地域によって異なる。それぞれの地域の特性で、対策を講じることが重要。具体的な対策は、行政や関係団体だけでなく、地域の方々と連携した取組が必要である。

「空き家の課題」

- ・所有者・相続人を特定できない場合、空き家の実態把握が困難となる。
- ・建物が適切に管理されていない大きな原因の一つは、相続登記が行われていないことである。
- ・近年、親族間の交流が希薄になっているケースもあり、空き家増加へと繋がる要因の一つと考えられる。
- ・行政の介入は、財産権や所有権の問題に発展する場合がある。今後、人口一極集中や少子高齢化で、ますます問題になることが予想される。
- ・空家対策特別措置法成立以前は、各市町村の条例等で対応していたが、財政的にひっ迫して効果的でなかった。法が成立しても、まず住民の皆様に関心を持っていただくことが重要である。

「空き家と向き合う土地家屋調査士業務」

- ・相続登記を行う際、権利の客体である不動産を明確にしておくことが重要である。
- ・相続した土地の境界が不明確なことで、売買が円滑に行えないといった問題が発生する場合もある。

「空き家問題は、街づくりといった視点から考えていく必要がある。行政だけが対応することではなく、自治会や町内会でも積極的な地域コミュニティを活性化し、より良い街づくりを行ってほしい。福岡会及び福岡公嘱協会は、信頼に応える団体として空き家対策をサポートし、期待に添える団体として空き家と向き合い、皆様の街づくりをサポートしていくことを約束する。」と、コーディネーターがまとめ、本シンポジウムは閉会した。

広報部理事 山口賢一(長崎会)



パネリスト



会場風景

大韓民国国土交通部(地籍再調査事業推進企画団) 及び韓国国土情報公社の担当官が日本の国土交通省、 日本土地家屋調査士会連合会を訪問されました。

平成28年12月14日(水)、大韓民国国土交通部(地籍再調査事業推進企画団)及び韓国国土情報公社の担当官で構成された6名の訪問団(後掲参照)が、日本の地籍調査の推進状況及び業務等について意見交換と情報交換を行うために来日し、国土交通省や日本土地家屋調査士会連合会(日調連)を訪問されました。

今回の来日は、大韓民国国土交通部が2011年「地籍再調査に関する特別法」を制定し、全国的な国家事業として地籍再調査事業を推進していることから、同国で地籍調査測量に関する推進状況(境界設定、調整金算定等)全般について見学、討議したいとの要請が日調連にあり、日調連が事前に国土交通省土地・建設産業局地籍整備課へ連絡、ご協力いただいた中での実施となりました。

大韓民国訪問団

大韓民国国土交通部

地籍再調査企画団事業総括課課長

ソン・ジョンヨン氏

事務官

チェ・ビョンソン氏

主務官

ソン・ギョル氏

韓国国土情報公社(注1)

地籍再調査処チーム長 キム・ソンス氏

地籍再調査処チーム長 チョン・イニョン氏

情報運営処 ソン・ジョンゴン氏

当日午前中の国土交通省との懇談では、日調連研究所で韓国の地籍制度を研究されてきた戸田和章研究員が同行・通訳の下、国土交通省の地籍整備課と懇談が行われました。

国土交通省側からは、課長補佐以下2名が対応さ

れ、「日本の地籍整備の現状等」につき、訪問団に対して主に以下の件について説明をいただき、広く意見交換を行ったとのことでした。

- 1 国土調査法第19条第5項の規定に基づく日本の地籍調査事業推進方法
- 2 地籍調査担当公務員の教育、人材育成について
- 3 第6次国土調査事業計画に対する実績
- 4 最近3年間の地籍調査予算確保状況
- 5 都市部の地籍調査の問題点
- 6 広報の方法及び優秀広報事例

午後からの日調連訪問には、残念ながら韓国国土情報公社チョン・イニョン氏が長旅の疲れか体調を崩され、同社のソン・ジョンゴン氏とともに2名が欠席されましたが、上記訪問団のうち4名が来所されました。

まず、冒頭に、当職から、韓国語による「日本へようこそ」の意の歓迎の言葉を交えて挨拶し、続いて、訪問団を代表し、大韓民国国土交通部の地籍再調査企画団事業総括課課長ソン・ジョンヨン氏が挨拶され、双方の出席者の紹介と和やかな雰囲気の中で始まりました。



大韓民国国土交通部 ソン・ジョンヨン氏による挨拶

注1「韓国国土情報公社」

韓国の地籍業務を全般的・全国的に行っている地籍の専門団体であり、準政府機関と位置づけられている。

この団体の前身は、日本の植民地時代の1938年1月に設立された朝鮮地籍協会が始まりである。初代会長は、終戦まで日本人が会長を歴任した。戦後の1949年、韓国人による大韓地籍協会として存続し、韓国の地籍業務を専担した。1977年7月、大韓地籍公社に組織変更、2015年11月、社名を韓国国土情報公社に変更し、現在に至っている。組織は、本社、地籍研修院、空間情報研究院、地域本部12個、支社186個、人員約4,000名の大組織である。

とりわけ、日調連と韓国国土情報公社は、国際地籍学会を構成する友好団体であり、長年交流のある団体ですが、必ずしもそれぞれの団体が相手方の団体の役割・性質を正しく理解しているとはいえない部分もあることから、基本的なことからの懇談も含めて以下の項目について、戸田研究員の通訳と説明により意見交換、情報交換が行われました。

訪問団においては、単なる交流ではない熱心な質問や自国の制度の説明が行われ、活発な懇談会となりました。

- 1 韓国国土情報公社の役割・性質・組織
- 2 日調連の役割・性質・組織
- 3 土地家屋調査士と測量士の違い
- 4 日本の境界設定方法
- 5 日本の筆界特定制度等、紛争解決方法



全員での記念撮影

日調連での懇談を終えた訪問団は、すぐその足で日本経緯度原点、日本水準原点、日本国道路元標(いずれも都内)等の見学地を訪れる予定であったので、戸田研究員が引き続き通訳と案内のため同行し、移動タクシーに乗り込み日調連を後にしました。

本訪問対応については、昨年の10月下旬に訪問団からの来日の意向を受けてから、急な準備、対応であったにもかかわらず、当日熱心に対応していただいた国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長の渡辺巧様はじめ担当課長補佐の方々に本誌を借りて厚く御礼を申し上げます。

また、過密スケジュールの上に限られた時間での懇談ではありましたが、大変熱心で、活発に情報収集されておりました訪問団に敬意を表するとともに、この度の訪問が大韓民国の地籍再調査事業推進事業の参考になれば幸いなことであります。

(日本土地家屋調査士会連合会

副会長 岡田潤一郎)



筆者と大韓民国国土交通部 ソン・ジョンヨン氏記念撮影

会長レポート

REPORT

12月16日
～1月15日

12月

20日

「増子輝彦東京後援会『ニュー政治経済研究会』
2016年第9回勉強会」

増子輝彦参議院議員ニュー政治経済研究会に横山全調政連会長と出席。下斗米伸夫法政大学教授の「山口会談以降一日口関係と領土関係」と題しての講演を聞く。増子先生の勉強会におけるゲストスピーカーは毎回、多岐にわたり大変勉強になる内容である。

21日

衆議院議員塩崎恭久 第49回「塩崎恭久と明日を語る会in東京」

岡田副会長とともに出席。現職の厚生労働大臣から直接、データ分析を基本とした人口問題、年金問題、働き方改革問題の詳細な情報をいただき、私たちの会務運営にも反映する必要性を感じた。

衆議院議員かみかわ陽子さんのさらなる活躍を期する会

上川陽子衆議院議員は、前法務大臣として私たちの制度環境にとっても理解をいただいている先生である。「さらなる活躍を期する会」に出席させていただき、文字どおり活躍をご祈念申し上げた。

26日

土地家屋調査士試験委員候補者による打合せ会
試験委員候補者打合せ会に加賀谷副会長と出席。試験委員を務めていただく8名の会員の皆さんとお会いし、様々な制約等もあり大変なところ、引き受けていただいた事に感謝し、私たちの制度の根幹でもある試験制度に対して、宜しく願い申し上げます。

1月

6日

日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 新年挨拶交換会

2017年の初会務は、日本弁護士連合会への出張からスタートである。岡田、海野副会長と出席。寺田最高裁長官始め、法務省関係の方が多く出席されており挨拶させていただいた。

更生保護法人日本更生保護協会 新年賀詞交歓会
更正保護法人日本更正保護協会には、資格者団体では当連合会と日司連が法人会員である。当該団体から土地家屋調査士の名称を発信いただけることは、有形無形に意味があると思う。

公益社団法人日本測量協会 平成29年新年賀詞交歓会

日本測量協会の賀詞交歓会に菅原副会長、小野常任理事とともに出席。矢口会長も来賓の村上国土地理院院長も「技術・広報・研修」の三つの柱が必要とお話しされた。まさにGKKとのこと。我が連合会も同様の事がいえるはずである。

11日

第9回正副会長会議

新年最初の正副会長会議を開催し、緊急対応事項、前年からの継続案件の進捗状況等に関して報告を受けるとともに対応方策につき協議。また、午後からの常任理事会に対応した確認を行う。

11日、12日

第6回常任理事会

年明け後の常任理事会を招集。喫緊の課題への対応、第2回全国会長会議の打合せ、さらに平成29年度事業方針大綱案、平成29年度各部事業計画案、平成29年度予算案についても確認と協議を行った。

12日

河村建夫議員 第54回朝食会

安倍政権の新春重大課題と内政外交の重要ポイントと題しての講演をお聴きする。河村建夫先生には自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟においても重責を担っていただいております、感謝のご挨拶を申し上げます。

13日

法務省民事局民事第二課との打合せ

急遽、岡田副会長を伴い法務省民事局民事第二課へ伺い、私たちの制度が直面する課題につき、踏み込んだ協議を行う。

15日

連合会小嶋眞介理事のご母堂様の葬儀

中部ブロック選出・小嶋理事のご母堂様葬儀に参列。ご母堂様は93歳での御逝去で、現役司法書士であったとのこと。ご冥福をお祈りします。

会 務 日 誌

12月16日～1月15日

12月

16日

第3回研究テーマ「空き家対策」会議

<協議事項>

- 1 研究所研究報告の最終取りまとめについて
- 2 研究所研究報告会について

第6回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第12回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第13回以降の土地家屋調査士特別研修について
- 3 平成29年度特別研修運営委員会事業計画(案)及び同特別研修特別会計収支予算(案)について

19日

第2回研究テーマ「諸外国地籍」「国際地籍標準化」合同会議

<協議事項>

- 1 カンボジアの不動産登記制度の研究の経過報告と視察について

- 2 南アジアの地籍制度の研究について
- 3 東アジアの地籍制度の比較研究について
- 4 研究テーマ「地籍管理に関する国際標準化についての研究」について
- 5 平成28年度研究所研究報告提出及び研究発表会について

19日、20日

第5回財務部会

<協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 システムコンサルティング成果品への対応について
- 5 銀行手続等への対応について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会給与規程(職員)の一部改正(案)について
- 7 平成29年度予算(案)の編成について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)及び契約の執行に関する取扱基

- 準の新設(案)について
9 各種委員会委員等への報償費等について

20日

第2回研究テーマ「土地法制」会議

<協議事項>

- 1 現状報告と報告書の取りまとめについて
- 2 今後のスケジュールについて
- 3 発表会について
- 4 今後の検討について

20日、21日

第5回研修部会

<協議事項>

- 1 CPDポイントの公開に向けた対応について
- 2 中央研修方式による新人研修の実施について
- 3 「土地家屋調査士 会員必携(平成27年2月版)」(土地家屋調査士基本書)のeラーニングコンテンツ公開について
- 4 研修インフォメーション規則の新設について
- 5 土地家屋調査士会からの研修に関する要望等への対応について
- 6 平成29年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 7 業務部からの依頼事項について
- 8 Eメールマンスリーの充実について

21日、22日

第2回調測要領委員会

<協議事項>

- 1 調査・測量実施要領の改訂について

22日

第2回マイナンバー制度対応WG

- 1 土地家屋調査士会の支部におけるマイナンバー制度の対応について

1月

11日

第9回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成28年度第4回理事会審議事項及び協議事項の対応について

11日、12日

第6回常任理事会

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則及び同規則運用細則の一部改正(案)について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)及び契約の執行に関する取扱基準の新設(案)について(財務部)
- 3 平成29年度土地家屋調査士新人研修について
- 4 「日本登記法研究会」の創立記念研究大会への日調連の共催と参画について
- 5 平成28年度第2回全国会長会議及び平成29年新年賀詞交歓会の運営等について
- 6 各種委員会委員等への報償費等の支出について
- 7 会員向けの情報漏えい保険の導入について
- 8 法人向けインターネットバンキングサービスの利用について
- 9 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
- 10 土地家屋調査士研修ライブラリ規則の一部改正(案)について
- 11 地籍に関する海外の文献を海外メディア(FIGに係る出版物)へ掲載することについて
- 12 平成29年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

第6回常任理事会業務監査

13日

第7回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第12回土地家屋調査士特別研修への対応について
- 2 第13回土地家屋調査士特別研修の実施予定(案)について

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 36

旭川会 『ふらの』

旭川土地家屋調査士会 副会長 藤田 恵士

旭川市は、北海道の中央部にある、人口35万の中核都市で、上川盆地に位置し、国内最低気温-41度(明治35年)を記録する極寒都市であります。

現在の、冬の最低気温は-25度程、夏の最高気温は+35度程でしょうか？

旭川市を拠点とする当会は、全国の土地家屋調査士会50会合計17,000名余りの会員の中で1・2を争う少数会である一方、管轄する地域の面積は全国トップクラスで、南の端から北の端まで約350 kmあります。

旭川市から60 kmのところ私の住む富良野市があります。

夏のラベンダー畑は北海道を代表する観光地です。自然豊かなまちは当たり前、市の7割の土地が東京大学北海道演習林の山林で、東洋一の美林都と言う人もいるほど、四方を山に囲まれた盆地の中にあります。また、テレビドラマ「北の国から」の舞台

となり、作者の倉本聰さんも在住しています。夏には「北海へそ祭り」があり、お腹に絵を描いてユーモラスな踊りをして練り歩く祭りもあり、冬には何度もワールドカップを行ったスキー場での楽しみがあります。官設民営(認証国内第1号NPO法人ふらの演劇工房が運営)の「富良野演劇工場」があり、田舎に居ながら演劇・落語・コンサート等トップクラスの文化に直接触れられる魅力もあります。民間のまちづくり会社が運営する「フラノマルシェ」は地元の野菜や特産品を扱い、年間数十万人の観光客を集めています。この事業を推進した内閣府が「マルシェ」という言葉を公に使うようになってから、全国に様々なマルシェができるようになりました。まちづくり会社は更に商店街の活性化のため、国の補助を受け「再開発事業」にも取り組み、その成功例が注目を集め、全国から視察団が多く訪れています。一方、冬に外国人が溢れ、地価上昇率全国一を誇る北海道



北海へそ祭り



フラノマルシェ



富良野演劇工場



富良野スキー場

ニセコ町、富良野スキー場もあることから、我が富良野も夏・冬外国の方が大変多く見られ、「中国」「オーストラリア」と外国資本の不動産も増えてきており、私のような田舎の土地家屋調査士も外国のお客様と直接面談することがあり、英語で専門用語を使う必要が出てきました。私の場合、英語に堪能で通訳も翻訳もできる優秀な司法書士の先生が、必ず側に居てくれますので安心して業務を行っています。少しは自分でも身に着けておかなければと、先生にお願いして翻訳していただきました。

土地家屋調査士

Land and House Investigator

土地分筆登記

Registration of Land Parcel Subdivision

土地地目変更登記

Registration of Change of Land Category

建物表題登記

Heading Registration of Building

区分建物表題登記

Heading Registration of Sectional Ownership Building

そして、「旭川会」「ふらの」

愛しき我が会、我が地元

My Dear Association and My Lovely Hometown



岐阜会

『アニメの聖地、岐阜?!』

岐阜県土地家屋調査士会 広報部長 大野 晃嗣

岐阜県を舞台にしたアニメは今までにもたくさんありました。2006年4月からテレビ放映された『ひぐらしのなく頃に』の舞台となった雛見沢村のモデルとなったのは合掌造り集落が世界遺産に登録されて有名になった岐阜県大野郡白川村の白川郷でした。また、2012年4月からテレビ放映された『氷菓』は飛騨の小京都とも呼ばれ、江戸時代以来の城下町・商家町の姿が保存されている岐阜県高山市が舞台でした。

そして昨年は、岐阜を舞台にしたアニメ映画が多く公開された年でした。

まずは『ルドルフとイッパイアッテナ』です。ルドルフという飼猫が、ある日、トラブルに巻き込まれて長距離トラックに乗ってしまい、東京に連れてこられてしまったところから物語は始まります。ルドルフは東京に来たとき、自分がどこから来たのか分かりませんでした。しかし、ふと見たテレビに映る長良川の鵜飼や岐阜城を見て、自分が岐阜市で生まれ育ち、そこから来たことを思い出すのです。ちなみにルドルフには岐阜市から特別住民票が送られました。

次に『聲(こえ)の形』。主人公は耳の聞こえる少年・

石田将也と耳の聞こえない転校生・西宮硝子。小学生の将也は、硝子が転校してきたことで退屈な毎日から解放されます。しかし、ある事件をきっかけにして、今度は将也が周囲と孤立してしまいます。そして五年の月日が経ち、高校生となったふたり。これは水の都とも呼ばれている岐阜県大垣市を舞台にして、ひとりの少年が、少女や周りの人たち、そして自分を受け入れようとする物語です。大垣・西美濃観光ポータル「水都旅」には『聲の形』の舞台となった場所がどこか一目で分かるようになっています。私もこのサイトを見ながら測量の帰り道、大垣市内を観光してきましたが、アニメの中で描かれていたとおり、本当に水のきれいなところでした。

そしてもうひとつ。『君の名は。』です。少女・三葉(みつは)は山深い田舎に暮らしていて、少年・瀧(たき)は東京都心に住む高校生です。面識のないはずの彼らが、ある日互いの夢を見ます。それもものすごく具体的に、相手の生活そのものを体験する夢です。その夢に隠された秘密はいったいなんなのか? 12月11日には興行収入が205億1千万円となり、2001年に公開された「ハリー・ポッターと賢者の石」(203億円)を抜き、日本の邦画、洋画を含め歴代4



飛騨古川駅



気多若宮神社



位となった大ヒット作です。ストーリーももちろん面白いのですが、新海誠監督の作品はどれも風景がとってもきれいなのです。そして『君の名は。』の中で少女・三葉が住んでいる山深い田舎町というのが、岐阜県飛騨市をモチーフにした架空の町なのです。

インターネットで調べているだけでは『君の名は。』の世界観が体験できないので、聖地巡礼をすることにしました。私が住んでいるところは岐阜県の南端 各務原市ですので、東海北陸道を北上して2時間ちょっとの小旅行です。もちろんBGMはRADWINPSの「前前世」です。

聖地巡礼をした日はあいにく全国的にとっても寒い日で、1時間ぐらい走るとそこは雪国。まだ12月初旬だったこともあり、道路にはそれほど積雪はなく、またスキー客の渋滞につかまることもなく、順調に飛騨市に到着しました。最初に向かったのは飛騨古川駅。駅の歩道橋を渡ると、ちょうど中央に「映画で使われたシーンはここです。」という看板がありました。アニメの中で描かれていたのは真っ青な空の下ホームと汽車でしたが、雪が舞う冬の景色も飛騨らしく味がありました。駅の周りを歩いているとアニメにも登場した「ひだくろ」ちゃんがベンチで休憩中でした。また、映画の中で登場する宮水神社のモデルになったといわれているのが、飛騨古川駅近くにある気多若宮神社と高山市にある飛騨山王宮日枝神社です。こちらもしっかり参拝してきました。

今回の聖地巡礼、夕方には帰宅しなければならなかったのも、滞在時

間はわずか1時間半。後ろ髪を引かれながらの帰宅となりました。

しかし、高山市内、飛騨市内は他にもたくさんの観光スポットがあります。日本の屋根とも呼ばれる3,000 m級の山々が近くにあり、豊かな水の恩恵をたくさん受けることができるため、たくさんの酒蔵があります。高山市は城下町の中心、商人町として発展した高山の上町、下町の三筋を古い町並と呼ばれています。飛騨市も高山と同様、江戸時代に天領であったことがあり、城下町として発展して、出格子の商家や白壁の土蔵が続く町並みが保存されています。少し足を伸ばせば、白川郷の合掌造りや平湯温泉をはじめとする奥飛騨温泉郷など遠くありません。ぜひ、一度ゆっくりと観光に来てください。

原稿も完成したところで、もう一度『君の名は。』を観に行ってきます。



ひだくろちゃん



飛騨山王宮日枝神社

～九州ブロック協議会測量技術研修会を終えて～

熊本県土地家屋調査士会 副会長 田中 秀和

平成28年11月3日～5日に熊本市内の火の国ハイットにおいて、講師に熊本会島田宗雄会員を迎え九州ブロック協議会測量技術研修を開催しました。

測量研修で一番困ることは、研修生の募集人数と当日の天気です。初めての九州ブロックでの研修会ということでしたが26名の参加者となり、研修生の日頃の行いがいいのか、主催者がいいのか？3日間晴天に恵まれ無事終了することができました。

研修会は丸々2日半と長丁場ではありますが、1日目は9時から受付を開始し、午前中に登記基準点測量実践講座①(座学1.5h)。昼食をはさみ、午後から登記基準点測量実践講座②(座学1.5h)の後、2日目の測量実習の準備として、グラウンドにおいて踏査・選点を行い、観測機器準備と対回観測実習(班ごとに研修生の中から1台トータルステーションを準備していただくので、いつもの機械ではないため)をしていただきました。

朝から座学を3時間も受けておられたので外に出ていい気分転換にもなったと思っています。

その後17時から座学の続き、登記基準点測量実践講座③(座学1.5h)を受講し夕食、夜は熊本地震等の話で座談会を開催しました。

2日目は、朝食後から各班トータルステーションによる登記基準点測量(結合多角Y型網)観測実習に出発して行きました。午前中にすべて観測を終了することが条件です。

昼食後、本研修会の山場ともいべき厳密網平均計算へと移っていきます。

まずは、講師である島田宗雄会員が作られた厳密



講師 島田宗雄会員

網平均計算ソフトの解説と例題解析実習です。

ちなみに、このソフトの名称は「MonkeyNet」と名付けられております。(サルでもわかるというのが由来だそうです。)

順番にデータを入力していけば出来上がるという仕組みです。研修生の皆さんの顔も真剣になっていました。

その後、いよいよ自分たちが測量してきたデータを使い厳密網平均ソフトによる解析計算実習、悪戦苦闘しながらも各班無事に解析を終わらせていました。

最後に、測量業務に関する質疑応答を受け2日目の研修を終了、夜は九州各県会からの参加をいただいておりますので、熊本会の業務研修部委員も参加し親睦を兼ねた懇親会を開催しました。(懇親会の後は、今回の研修会の世話役としてご尽力いただきました熊本会業務研修部委員の須頭賢二会員の部



研修風景



踏査及び選点



観測機器準備及び対回観測実習



実習風景

屋で研修生・講師・担当者入り乱れての2次会にもぎわいました。)

昨日の夜のお酒も少し残っているような感じで3日目(最終日)がスタート、細部測量及び測量誤差についての講義を受け、質問・まとめで終了しました。

平成28年熊本は4月14日・16日と地震にあいました。

その際には全国の土地家屋調査士の皆様方から、温かいお気持ちとともに多くの義捐金・物資を頂き有難うございました。

現在、熊本は復興に向かって頑張っております。建物も公費解体が2割程完了しており、法務局では職権滅失登記の倒壊建物調査が始まっております。

今後は、地図の被害状況調査(3級基準点の改測)、地図の街区単位修正作業(街区単位の地図作成)、土地境界復元作業、復興型14条地図作成作業等が考えられますし、熊本では基準点測量(厳密網計算)が

必須となってきております。

また、会員には地震後に電子基準点の改測が早かったため、GPSでの測量による世界測地系の使用を指導しております。

災害の際、境界の問題等多くのことが考えられますが、後世に残す測量の基本となるのはやはり基準点ではないかと考えております。

最後に、今回講師を担当していただきました島田宗雄会員、そして準備・お世話を担当していただいた熊本会業務研修部・委員会の皆様方には大変お世話になりました、紙面をお借りして熱く御礼申し上げます。

追伸、研修生の皆様方から、良かったとのお便りも頂戴させていただきました。

有難うございました、そして、この研修会で研修されたことが、皆様方の今後の仕事に役立っていくことを祈り、お疲れ様でした。

第13回 全国青年土地家屋調査士大会 in 神奈川

実行委員長 大竹 正晃

国の重要文化財である横浜市開港記念会館(通称ジャックの塔)において、11月12日、13回目を迎える全国青年土地家屋調査士大会が全国から約240名の土地家屋調査士が参加して開催されました。また、本大会を開催するに当たり東京青調会・千葉青調会の方々に多大なるご協力をいただきました。

全国青年土地家屋調査士大会は、各地の青年土地家屋調査士会(以下「青調会」という。)に所属する会員や、或は青年でなくても志ある会員が、一堂に会して研究発表・講演・議論・交流する場を設けるために、日本各地を会場に毎年開催されています。

今年の大会テーマ「歴史の作られ方」日本の歴史はどのように作られてきたのか。また、これからの日本の歴史を、私たちはどのように作るべきなのか。という壮大なテーマを設けました。

研究発表は田村佳章氏(神奈川県土地家屋調査士会会員)が研究している「神奈川県下外国人遊歩規程測量」について発表がありました。明治初期には外国人が遊歩(行動)できる範囲は横浜から10里と制限されており、それに伴い実施された三角測量です。果たして外国人は箱根の温泉に行くことができたのか。結果は、機会があれば田村氏のお話を聞いていただきたいと思います。また、約140年前に設置された基準点の標石を実際に探索した時のビデオも紹介され、GPSとTSを使用し、逆打ちした付近を仲間たちがポールで突いて「何か」に当たった瞬間、会場にいた土地家屋調査士全員が(喜びと不安の)あの気持ちになりました。

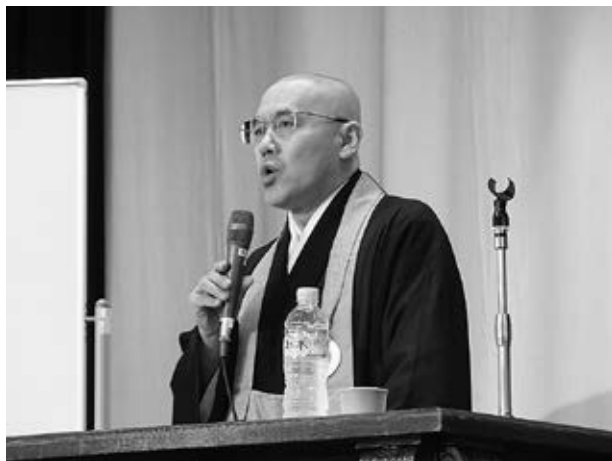
臨済宗建長寺派東学寺御住職の笠龍桂(かさりょうけい)氏から、「建長寺創建と禅の教え」をテ



国の重要文化財 横浜市開港記念会館
(ジャックの塔)

マにご講演いただきました。難しいテーマにもかかわらず、分かりやすくお話いただき、いずれも非常に興味深い内容で大変勉強になりました。また終盤のお話では、思わず涙ぐむような内容で、司会者も涙をハンカチで拭う姿が印象的でした。時間が許せばもう少しお聞きしたかったのですが、また次の機会にお願いしたいと思います。

午後からの講演では、衆議院議員小泉進次郎氏から、「3万年前からの挑戦状」～人口減少社会への新たな航海～というテーマでご講演いただきました。小泉議員は、自由民主党農林部会長を務め、農



東学寺 御住職 笠龍桂氏



衆議院議員 小泉進次郎氏

林水産員会・東日本大震災復興特別委員会・地方創生に関する特別委員会にも所属し、これからの日本はどのようにすべきかを我々土地家屋調査士に楽しいエピソードを交えながらも、熱く語りかけていただきました。内容について詳細に書くことは控えておきますが、本当に日本の将来を考え、行動している人物であることを感じられるものでした。正直な話、大会実行委員会として本当に小泉進次郎議員に来てもらえるのか大変心配しておりましたが、約束の時間どおりに会場に来ていただき、一緒に写真を撮ってほしいという声にも笑顔で対応していただき本当に感謝しております。

講演会後は、秋山昌巳氏(千葉県土地家屋調査士会会員)をリーダーに、分科会として「大規模災害で私たちは何ができるのか?」を共通テーマに各チームに別れ個別に意見交換や討議を重ね、その後全体会で結果発表してもらいました。今後、各チームの発表内容をまとめて継続的に成果を作っていくということになりました。

大会の最後に岩倉和弘氏(神奈川県土地家屋調査士会会長)から、閉会に当たり全国青年土地家屋調査士大会の意義について熱い思いをお話いただき、盛りだくさんの大会は無事終了となりました。

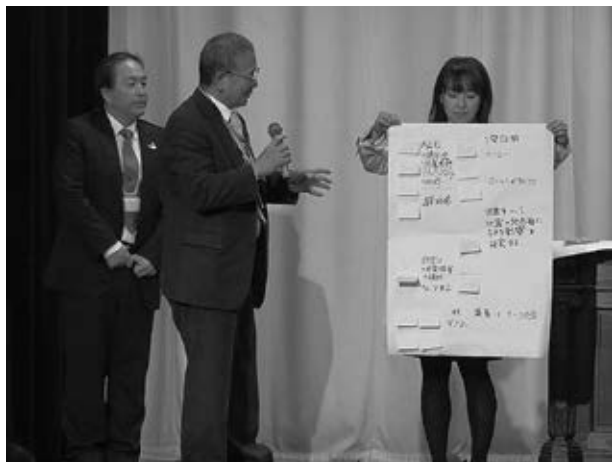
場所を中華街のローズホテル横浜に移し、懇親会が開催されました。竹前信行氏(神奈川県青調会代表)

の挨拶の後、小椋俊輔氏(東京青調会代表)から乾杯のご発声をいただき懇親会がスタートしました。本大会で司会を務めた露本文子氏(神奈川県土地家屋調査士会会員)の松田聖子ものまねショーから始まり、大倉健司氏(東京青調会)プレゼンツの「第1.5回男前選手権」と続き、最初から最後まで大盛り上がるの懇親会で、全国の土地家屋調査士が交流を深めることができました。

来年の全国大会開催地に岩手青調会が立候補し、満場一致で決定いたしました。「来年は岩手で会おう!」と固い約束を交わして、懇親会は終了いたしました。



露本文子氏(神奈川会の松田聖子)



分科会発表風景



次回開催地、岩手青調会の皆さん

今般、日本登記法研究会が創立され、日本土地家屋調査士会連合会にも記念研究大会及び会員募集等に関して連絡をいただきましたので報告いたします。

(日本土地家屋調査士会連合会 副会長 岡田 潤一郎)

日本登記法研究会の創立

日本登記法研究会

世話人代表 武川 幸嗣(慶應義塾大学法学部教授)

この度、平成28年12月21日に日本登記法研究会が創立されました。

今後は、一年に一度、研究大会を開催していくことを予定しております。なお、平成29年3月11日(土)には、日司連ホールにて、日本登記法研究会の創立にかかる記念研究大会を予定しております。大会の詳細及び、日本登記法研究会の会員については、ホームページ上で募集等を行っていくことを予定しております(<http://www.toukihoh.jp/>)。詳細が決まりましたらご案内させていただきますので、多くの皆様からのお申込みをお待ちしております。

日本登記法研究会(敬称略)

顧問	鎌田 薫	(早稲田大学総長)
同	加藤新太郎	(中央大学大学院法務研究科教授)
同	道垣内弘人	(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
同	松岡 久和	(京都大学大学院法学研究科教授)
同	神崎満治郎	(横浜桐蔭大学法学部客員教授)
世話人代表	武川 幸嗣	(慶應義塾大学法学部教授)
世話人副代表	石田 剛	(一橋大学大学院法学研究科教授)
同	岡田潤一郎	(日本土地家屋調査士会連合会副会長)
同	長谷川 清	(日本司法書士会連合会副会長)
世話人	秋山 靖浩	(早稲田大学法学学術院教授)
同	大場 浩之	(早稲田大学法学学術院教授)
同	小西 飛鳥	(平成国際大学法学部教授)
同	田高 寛貴	(慶應義塾大学法学部教授)
同	白石 大	(早稲田大学法学学術院准教授)
同	水津 太郎	(慶應義塾大学法学部准教授)
同	西 希代子	(慶應義塾大学大学院法務研究科准教授)
同	藤巻 梓	(静岡大学人文社会科学部法学科准教授)
同	岩井 英典	(日本司法書士会連合会常任理事)
同	船橋 幹男	(日本司法書士会連合会司法書士総合研究所所長)
同	鈴木 龍介	(日本司法書士会連合会学会設立準備委員会委員長)
同	後藤 力哉	(日本司法書士会連合会学会設立準備委員会委員)
同	小林 武人	(日本司法書士会連合会学会設立準備委員会委員)
同	野上 英則	(日本司法書士会連合会学会設立準備委員会委員)
監事	内藤 卓	(日本司法書士会連合会学会設立準備委員会副委員長)

日本登記法研究会設立趣意書

わが国には、100年以上の歴史をもつ登記制度があります。登記は国民の社会生活の上で必要不可欠な制度として定着し、取引の安全と円滑に寄与してきました。近年では、わが国も高度情報化社会を背景に、事後救済型社会としての法支配への転換が進む中で、今まで以上に国民生活を支える重要なインフラである登記の正確性、迅速性、明確性をさらに向上させることが求められています。そのためには、今日までの登記制度を検証し、国際的評価にも堪えうる学術的バックボーンが必要であると言えます。

一方で、インターネットの普及と情報保護という観点から、登記によって公開される情報の内容や公開のあり方について、改めて検討がなされる時期にきているものと考えます。さらに、来るべき相続法制や物権法制の改正を見据え、実体法のみならず手続法の側面からも、それらの未来像を探る必要があるといえます。

世界各国においても、高度情報化社会の進行とともに、各種の権利や法人等の公示制度の整備が急速に推進されているところです。特にアジア諸国の登記制度は、歴史的背景を踏まえた特徴があり、それらを比較検討することは、わが国の登記制度にとっても有用有益なものと考えます。

このような状況を踏まえ、私たちは、本日、「日本登記法研究会」を設立しました。

私たちは、登記制度の研究を推進するため、登記法のみならず民法や会社法をはじめ広く登記に関連する法制度の研究者や実務家の方々にご賛同、ご参加を呼びかけます。本研究会は、登記に関連する研究発表や情報交換の場を提供することを通じ、登記制度の発展に寄与することを目的とし、学術的研究と実務のコラボレーションを踏まえた活発な議論を行って参る所存です。

以上、本研究会の設立につきまして、ご理解とご協力をお願いする次第です。

2016年12月21日

日本登記法研究会

世話人代表 武川 幸嗣(慶應義塾大学法学部教授)

日本登記法研究会規約(抜粋)

第1条(名称)

本研究会は、「日本登記法研究会」と称する。

第3条(目的)

本研究会は、登記制度に関する諸問題についての調査、研究並びに啓発を通じて、登記制度の適切な利用促進を図り、もって登記制度の健全な発展に貢献することを目的とする。

第4条(活動)

本研究会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 登記に関する法的問題の調査、研究並びに啓発
- (2) 研究会誌その他刊行物の発行
- (3) シンポジウム及び講演会等の開催
- (4) 登記に関する諸問題に関する意見の公表及び国、地方公共団体等への提言
- (5) 内外の関連団体及び研究会等との協力体制の構築、連携
- (6) 登記に関する研究者及び実務家の育成、支援
- (7) 会員間の協力体制の構築
- (8) 日本登記法学会(仮称)の設立準備
- (9) 前各号に掲げるもののほか総会が適当と認める活動

まさか60歳になるなんて…

千葉県土地家屋調査士会 笠原 孝

私が開業したのは、昭和の終わりの63年。大学卒業後、ひょんなことから土佐の高知で3年間造園業の修行をし、そろそろ地元に戻れと言われ、偶々の寄り道で柏の土地家屋調査士事務所に雇われた。登記の仕事は、高校生時代に父親が鉄道会社の不動産部に転属されたことから、土地の所有権移転登記なる書類を書くのを手伝われたこともあり、全く未知の分野ではなかったが、まだ先のことで深く考えていた訳ではなかった。

ともかく、土地家屋調査士の補助者として真面目に働き、仕事の覚えも早かったと思う。行政書士と建築士の事務所も併設されていたので、各種許認可申請や図面引きもほぼ独学で覚え、補助者ライフを満喫していた。ところが、満喫していたのは仕事だけではなかったようで、土地家屋調査士試験も受からずにいるまま、なんと子ができてしまった。同じ事務所の先輩が土地家屋調査士試験に合格したことに奮起され、長男誕生の年に私も試験に合格した。

時代はバブルの真っ只中、仕事は順調に伸び、加えてJCだ、YEGだ、PTAだと日暮れに飛び出し夜中に帰宅する日々を繰り返していた。45、6歳頃までは確実にまだ若いと思っていた。そして、「明日に10万円で困るようなことはない」と信じて疑わなかったのである。

土地家屋調査士に限らず、当時の士業者の多くが同様の感覚を持っていたはずで、若い世代においては蓄財や保険よりも当面の消費に贅を尽くすことを優先していた感がある。中には土地やマンション、各種会員権などの投資に手を出した人も少なくなかったが、結果は言うまでもない。

しかしあの時は、護りに入るなどはまだまだ先のことであったのである。よく、「昔はこうだった…」と若い連中に話しても、「ぼくらそんな経験したことないの話を聞いても羨ましいとか思えないしピンとこない」と言われる。明治の激動期の躍動感や太平洋戦争の悲惨さを後の世代が聞いても、実感として受け入れられないのと似たようなものか。

ただ、それでも歳は取る。これは疑うまでもない。高齢者の医療費からインフラ改修に係る費用等々まで、国の借金の始末と若者世代の負担という問題が問われて久しいが、大口の宝くじに当選する確率は、隕石に当たる確率と似たようなものようだし、ある日突然に見知らぬ相続財産が舞い込むなどというドラマも起きないだろう。健康である限り、働ける喜びに浸ることはできようが、70になっても穴掘り続けるのは正直厳しい。できることなら、二日仕事して三日休むというような日々でありたい。ただ、生活するには金がある。病気にでもなったら、明日の10万どころか今日



の2千円に困るようなことも有り得ないことではない。

数年前から、年金定期便が届くようになった。「あなたの貰える年金額」として月額約10万円とあった。これに月に建物表題数件と減失やらを加えれば…と皮算したが、そうそう事が上手く運ぶとは限らない。アラ60になって弱気になってきたのは否めない。酒も弱くなってきたし、暑さ寒さも大分堪えるようになってきた。なんてことはない。私も歳を取ってしまったただけなのだ。それは受け止めるしかない。そして同時に家族も歳を取ってきていた。

毎年確定申告書を作成し、それがどういうことを意味するのか薄々気がついてはいたものの、淡々と数字を埋め込んできた項目がある。各種控除である。長男が生活を独立し、数年前に母親が亡くなり、扶養控除が減った。嫁が正社員として働きだし、近いうちに次男の分もなくなる。引くものがない。これは以前には考えもしなかった事態であった。

もう一つ、60歳になり、国民年金基金の掛金の支払いが終わった。加入当時、「掛金全額控除。いつでも増減額可能」という触れ込みに大して魅力も感じず、年金に頼らなくても大丈夫だろうという気持ちから抜け出せなかった。増額したほうが節税においても都合がよい時期があったはずなのに、怠ってしまっていたことが悔やまれる。

年金制度が必ずしも安定良好な状態であるとはいえない時代かもしれないが、国民年金基金のメリットは、将来の支給金額以上に、その時の所得から全額控除できるという点にあると今更にして私は思う。しかも、その分が後で手元に戻ってくるのである。

まだまだ若いと思っている土地家屋調査士の皆さん、余裕があるなら、国民年金基金への加入、あるいは増額をお勧めする。加入したあなただけに、年金基金のメリットがあるのだから。

国民年金基金の合併（検討）について

土地家屋調査士国民年金基金

国民年金基金では、平成31年4月を目途に、全国47都道府県の地域型基金と、職業別に25ある職能型の基金のうち希望する基金による合併を検討しています。

詳細は、これから検討していきますが、基本的な考え方は次のとおりです。

1 合併の主な目的

① 加入員や受給者の皆様の利便性の向上

現在、都道府県を越えた住所移転や職業変更を行うたびに必要であった脱退・加入手続等が住所変更届だけで済むなど、手続きが大幅に簡素化され、加入員や受給者の皆様の利便性が高まることになります。

② 事業運営基盤の強化

各基金が合併し、規模を大きくすることにより運営の基盤が安定し、地域の人口変動、少子高齢化や産業構造の変化など、基金を取り巻く経済社会環境の変化にも余裕をもって対応することができ、皆様のご安心に繋がります。

③ 事業運営の効率化

合併することにより、各基金が別々に行っている事務を集約したり、加入勧奨を統一的な戦略で全国展開するなど、業務を効率的に行います。

2 合併に当たっての基本的な考え方

- ① 国民年金基金では、加入の際に、加入した時期、加入時の年齢に応じ、掛金額と給付額を契約しましたが、今回の合併に際して、この契約は、そのまま、全国基金に引き継がれるので、

「加入員が支払う掛金や受給者が受け取る年金額は一切変更はありません。」

また、税制上の取扱いにも変更はありません。

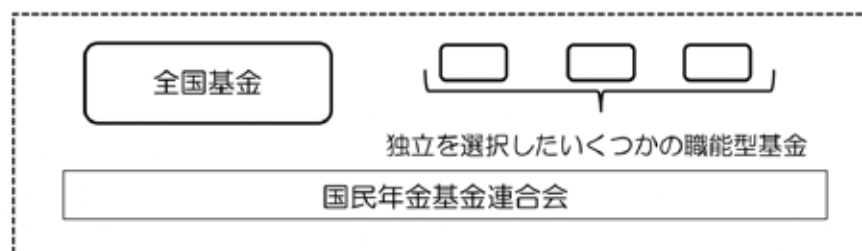
- ② 基金によって財政状況は異なりますが、今回の合併は、個別基金間の利害を超えて、いわば大同団結として、各基金が現に持っている資産や債務をそのまま全国基金に持ち寄る形で行うこととしており、

合併に伴って**「加入員・受給者の皆様に新たな負担は一切生じません。」**

- ③ 職能型基金は、将来の財政見通しを踏まえて、独立するか、全国基金に合流するかを判断します。

3 合併のイメージ

合併後の姿



以上が合併の概要です。今後、検討された結果等につきましては、極力丁寧に皆様に情報提供してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

土地家屋調査士の社会貢献活動 寄附講座・出前授業

第4回 京都産業大学における寄附講座(京都会)

本誌6月号(NO.713)において紹介しました京都産業大学における平成28年度の寄附講座が、10月30日で全ての日程を終えました。今期の講座を省みて、問題点・改善点等を取材しましたので報告します。

1. 講義内容

京都土地家屋調査士会主催により、不動産登記法における表示に関する登記について、調査や測量、業務を行う上での現場における苦労話や体験談などを交えて講義を行った。

受講登録者は114名であり、法学部生対象であったが、経済学部、文学部生が数名受講した。基本的には、一人一コマの講義を担当し、学生に興味を持ってもらえるように法律的な話ばかりでなく実務話や経験談を交えるなど、色々な工夫をして講義を行っていた。単位を取得するには、全15回の講義の中で行う小テスト(当日配布し、当日解答必要)を出席点とし、全講義終了後に提出するレポート課題との合計点が60点以上必要である。成績優秀者(合計点90点以上)2名に対して、表彰状が授与された。



成績優秀者への表彰状授与式

2. 問題点

講義の中盤7講義目、8講義目ぐらいになると教室の真ん中ぐらいを境に興味を持って受講している学生は、前側に座り、興味を持たない学生は、最後尾に座り、スマートフォンやタブレットでゲームをしていた。補助担当が見回りをしてもゲームをしている。講義自体には無害だが、講義全体の雰囲気が低下するため改善が必要である。いかに学生に興味を持たせるか検討が必要と思われる。また、代筆により、小テストを提出する学生が数名おり、そういった小テストの提出ができないような仕組みを検討する必要がある。

板書をせずにスマートフォンのカメラで撮影している学生が大勢いた。シャッター音が気になると学生からの苦情があった。

3. 改善点

第1回講義であるガイダンスにおいて、講義の取決めを詳細に説明することが必要である。禁止事項について明確にアナウンスすることにより、円滑な講義が行えると思われる。

疑問点や講義の中の不明点に対して、次回講義の冒頭に回答を行っていたが、講義終了後に15分程度の質問時間を設けることにより、より学生に土地家屋調査士の内容を知ってもらえるのではないかとと思われる。

講師の確保に毎回苦慮している。京都会だけでは、人数が確保できないため他会から協力してもらい、運営している。初めて講師を行う会員でもスムーズに講義が行えるようにマニュアルや資料の蓄積が必要と思われる。

4. インターンシップ生受入れ

平成28年度は、5名の学生の参加があった。「責任ある国家資格者で士業であることを認識、実践している。」という趣旨を踏まえ学生を受け入れた。10日間の受入れとなり、全ての業務内容を伝える

のは不可能であるため、業務を通じて社会人としての振る舞いを重点的に伝えた。交通費や昼食代の支給はないが、苦学生もいる中で支給することも検討することが必要と思われる。

広報員 上茶谷拓平(京都会)

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成28年12月1日付					
埼玉	2626	桂木 毅	静岡	1789	磯部 壽志
大阪	3292	永井 義之	大阪	3293	高橋 正和
大阪	3294	八頭司将直	京都	888	三田村和幸
奈良	443	宇佐美恭平	愛知	2924	安藤 中雄
沖縄	503	宮城 寧也	愛媛	858	伊藤 善行
平成28年12月12日付					
東京	7974	平岡 成浩	千葉	2175	飯野 善規
大阪	3295	北山 穰	兵庫	2478	難波 宏行
熊本	1203	江崎 貴文			
平成28年12月20日付					
東京	7975	間中 啓之	東京	7976	小島 孝治
東京	7977	星野 融	神奈川	3053	高橋 祐矢
兵庫	2479	山門 巧卓	岡山	1387	大山 展央
香川	717	植松 浩司			

登録取消し者は次のとおりです。

平成27年11月4日付	滋賀	192	中村 逸三		
平成28年7月7日付	神奈川	1331	三浦 福好		
平成28年10月5日付	埼玉	1596	安藤 忠治		
平成28年10月26日付	青森	706	豊川 隆一		
平成28年11月2日付	茨城	983	小松崎政次		
平成28年11月4日付	京都	539	松尾 康夫		
平成28年11月7日付	群馬	667	島崎 勉		
平成28年11月14日付	埼玉	1735	市川 徳行		
平成28年11月15日付	福岡	1395	中村 利治		
平成28年11月20日付	熊本	1046	藤岡 泰則		
平成28年11月25日付	大阪	2597	渡邊 昭二		
平成28年11月30日付					
埼玉	1242	山崎 貞人	宮城	528	三河 治
平成28年12月1日付					
山口	570	新谷 賢治	長崎	459	野田 昌幸

大分	563	溝口	恰二	熊本	1032	松本	豊
高知	549	中西	健三				
平成28年12月 5日付							
東京	1727	半澤	勝正	東京	5972	岡田	嘉之
東京	6201	立和名	純一	東京	6633	土谷	一郎
東京	7127	田村	恵一	東京	7621	鈴木	広志
神奈川	2688	山崎	涼子	神奈川	2934	鈴木	一正
埼玉	1413	鈴木	正師	埼玉	2329	松島	隆
埼玉	2387	田中	篤	千葉	1375	矢崎	勝彦
千葉	1612	小林	潔	千葉	1898	吉田	秀昭
千葉	2083	小川	智成	千葉	2109	清水	広美
千葉	2110	明田川	利幸	群馬	496	都丸	悦夫
群馬	907	柄沢	武	静岡	860	木村	満
長野	2021	宮澤	壽美雄	新潟	1895	伊藤	越郎
新潟	2100	藤田	亨	大阪	1291	小笹	利幸
大阪	1312	藤田	英二	大阪	1465	森脇	忠男
大阪	1634	西本	稔	大阪	1915	吉元	敦憲
大阪	2138	山下	耕二	大阪	2151	尾田	正巳
大阪	2503	手島	三千尋	大阪	2831	蔭山	猛
大阪	2927	中村	容司	大阪	2967	河合	竜弥
大阪	3016	松村	司	大阪	3154	高田	伸二
大阪	3178	福田	匠治郎	大阪	3194	永野	眞二
京都	581	溝上	美好	京都	776	霜出	清澄
兵庫	1540	廣川	謙介	兵庫	2006	川崎	義幸
兵庫	2055	黒川	誠一	兵庫	2432	清藤	政之
滋賀	345	田中	文代	愛知	1661	土井	政弘
愛知	2322	西尾	岳士	愛知	2403	梅基	眞司
愛知	2814	大成	友祐	広島	1420	石田	利之
広島	1629	福岡	晃信	岡山	860	深井	正
沖縄	34	松茂	良健二	沖縄	282	上原	清
沖縄	471	神谷	護	宮城	751	佐々木	孝

宮城	1000	久光	伸治	福島	1363	遠藤	祐二
岩手	961	本宮	俊壺	岩手	1106	奥	侃
岩手	1140	齋藤	悦男	愛媛	819	西村	嘉章

平成28年12月12日付

東京	6224	山田	誠	東京	6832	岩本	裕之
埼玉	1226	和田	安正	埼玉	1638	近藤	稔昭
静岡	1007	井原	征三郎	大阪	2942	竹内	眞紀
愛知	2735	浅野	一彦	大分	567	阿部	重信
宮城	973	齋藤	克己	香川	489	北原	吉廣
徳島	289	川上	守				

平成28年12月20日付

東京	6815	戸田	三好	神奈川	1852	小峰	利平
神奈川	2185	茂木	保	埼玉	1950	横倉	哲夫
埼玉	1954	亀井	正光	埼玉	2106	細沼	健次
茨城	1372	鈴木	輝雄	京都	383	古和田	光久
広島	1317	山中	雅光				

ADR 認定土地家屋調査士登録者は 次のとおりです。

平成28年12月 1日付

埼玉	2610	小野	健	茨城	1437	高島	和宏
奈良	443	宇佐美	恭平	福岡	2026	和田	政利
鹿児島	925	渡邊	綱仁				

平成28年12月12日付

東京	7539	福島	善広	東京	7974	平岡	成浩
大阪	2865	尾島	直人	兵庫	2478	難波	宏行
岡山	1321	中野	哲理	福岡	2203	夏山	靖弘

平成28年12月20日付

茨城	1417	石川	直樹				
----	------	----	----	--	--	--	--

平成28年度土地家屋調査士試験の結果について

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第6条第1項の規定による平成28年度土地家屋調査士試験の合格者が発表されました。

同試験の結果の概要は、下記のとおりです。

なお、平成28年度土地家屋調査士試験合格者の「受験地・受験番号・氏名」は、平成29年1月6日付け官報に掲載されています。

記

試 験 日	筆記試験(8月21日)、口述試験(11月17日)	
出 願 者 数	5,658名	
受 験 者 数	4,506名(午前の部の試験を免除された者であって午後の部を受験した者並びに午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。)	
合 格 者 数	402名(男381名・94.8% 女21名・5.2%)	
筆記試験合格点	午前の部の試験を受験した者	午前の部の試験 満点100点中70.0点以上 かつ 午後の部の試験 満点100点中74.5点以上
	午前の部の試験を免除された者	午後の部の試験 満点100点中74.5点以上

(午前の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点 60 点中 30.0 点に、記述式問題については満点 40 点中 32.0 点に、午後の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点 50 点中 30.0 点に、記述式問題については満点 50 点中 31.5 点にそれぞれ達しない場合には、それだけで不合格とされた。)

平均年齢 40.06 歳
 最低年齢 20 歳 1 名
 最高年齢 78 歳 1 名 ※年齢は H28.12.9 現在

生年別合格者数

生 年	人数	生 年	人数	生 年	人数
平成 8 年	1	昭和 53 年	21	昭和 36 年	3
平成 7 年	3	昭和 52 年	18	昭和 35 年	2
平成 5 年	2	昭和 51 年	17	昭和 34 年	3
平成 4 年	4	昭和 50 年	16	昭和 33 年	2
平成 3 年	1	昭和 49 年	21	昭和 32 年	3
平成 2 年	7	昭和 48 年	17	昭和 31 年	1
平成 1 年	10	昭和 47 年	21	昭和 30 年	3
昭和 63 年	5	昭和 46 年	7	昭和 29 年	4
昭和 62 年	13	昭和 45 年	4	昭和 28 年	1
昭和 61 年	14	昭和 44 年	15	昭和 26 年	2
昭和 60 年	12	昭和 43 年	16	昭和 25 年	1
昭和 59 年	11	昭和 42 年	7	昭和 22 年	2
昭和 58 年	16	昭和 41 年	4	昭和 13 年	1
昭和 57 年	12	昭和 40 年	11	合 計	402
昭和 56 年	25	昭和 39 年	7		
昭和 55 年	15	昭和 38 年	3		
昭和 54 年	14	昭和 37 年	4		

受験地別合格者数

受験地	人数
東 京	144
大 阪	72
名古屋	45
広 島	23
福 岡	52
那 覇	4
仙 台	28
札 幌	8
高 松	26
合 計	402



まんさく

深谷健吾

まんさくは古里の花ははの花
露天湯の湯気にとけゆく春の雪
床の中より指図して春の風邪
紅梅の香りひときは比丘尼寺
山焼きて境界争ひ消えにけり

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 島田 操

足早に過ぎ行く人や街師走
手袋を脱がねばならぬ電子辞書
年輪は見せず毅然と枯木立
欲しい物ばかりが並ぶ年の市
次の世も調査士が良し寒椿

愛知 清水 正明

時雨るるや引佐細江の滯
みをつくし同じ夢みる浮寝鳥
石路咲くや纜軌む安乗岬
石灰の撒きたる鶏舎冬ざる
水軍の裔は無口や牡蠣を剥く

茨城 中原 ひそむ

年の夜や遺影何をか語り来る
大櫓散つて実家の門構へ
妻逝きて三十五日炉にひとり
掌に乘らぬ綿虫いづこへと
明日なき生活に生き年の暮

岐阜 堀越 貞有

過疎村の残る寒さの空低し
一斉に機音して織始め
窓際は妻にゆづりて旅始め
ふるさとの友が友よび初詣
拝観や知らぬ顔して山眠る

広島 正女

大晦日振り向けば妻ひとりかな
何か忘れてはいないかと年暮るる
いくばくか小さき御手にお年玉
愛艇のデッキにブラシを年暮るる
愛犬にスカーフ結びてクリスマス

今月の作品から

深谷健吾

島田 操

年輪は見せず毅然と枯木立

「枯木立」とは、落葉樹が冬になって葉が落ち尽くし、枯れ果てたように見える木々のこと。裸木の立ち並んだ情景も味わいのある風景である。提句の見所は、年輪と枯木立との取合せの妙。即ち、取合せの二語により、現代の老齡化社会の側面を見る想い。「毅然」の措辞により元気を貰う佳句である。

清水 正明

みおつくし同じ夢みる浮寝鳥

「浮寝鳥」とは、鴨・雁・鴈・白鳥など、水上に浮かんだまま眠っている様の鳥のこと。川・湖・海などで見られる水鳥の姿は冬の風物詩である。尚、滯標（みをつくし）は、通行する船に通りやすい深い水脈を知らせるために立てた杭のこと。浮寝鳥は、秋に来て春に帰るのが殆ど。充分に休養をとって、無

事の帰郷を願うのは、滯標だけでなく、作者も同じ。心優しく、心癒される一句に敬服。

中原 ひそむ

年の夜や遺影何をか語り来る

「年の夜」とは、季語「除夜の傍題。大晦日の夜のこと。夜半十二時を期して、人の百八の煩惱を去る百八つの鐘が、各地の寺院で撞かれる。古い年は去り、新しい年がやってくる。年末の挨拶に俳句の師匠宅へ。奥さん曰く、「昨夜も、旦那が来たの。亡くなって三年にも、なるのにねえ」との話。亡くなられて、三十五日とか。「年の夜」故に、その実感が湧いて来ます。夢の中で、いつまでも語り合ってた下されば。俳句が心の癒しになれば幸いです。お互いに頑張りましょう。

堀越 貞有

窓側は妻にゆづりて旅始め

「旅始め」とは、「初旅」の傍題。新年になって初めての旅行のこと。提句のポイントの中七の「妻にゆづりて」である。近年では、欧米文化の「レディ・ファースト」は当たり前。つまり、初旅が故に、見晴らしの良い窓際の席は妻に。夫婦円満の必要条件か。何事も始めが大事。尚、日本の「おもてなし」の文化は、世界中の注目の的とか。俳句は、何時でも何処でも出来る。共に頑張りましょう。

正女

愛犬にスカーフ結びてクリスマス

「クリスマス」とは、十二月二十五日、キリストの誕生日。ただし実際にいつ生まれかは不明。前夜をクリスマスとい、翌二十五日、教会では聖樹を飾り、聖歌を歌ってキリストの生誕を祝う。家庭ではクリスマス・ツリーを飾り、ソングを流し、ケーキを食したり、すっかり生活に溶け込んでいる。提句は家族の一員であるおしゃな愛犬とともに、一家団圓を楽しんでいる幸せそうな情景が目につく。趣味のひとつに俳句でも加え、楽しく、豊かな人生を送りましょう。

春の訪れ

本号No.721に掲載の「法の日フェスタ in 赤れんが 10/1 (土)」は、昨年10月号No.717で掲載した「子ども霞が関見学デー 7/27 (水)・28 (木)」に引き続き、筆界特定制度創設10周年事業として、法務省民事局民事第二課と日調連が共同して実施した2回目の広報イベントです。いずれのイベントも大好評で、広報効果の手応えが感じられ、日調連広報部は次年度も法務省・法務局と協力をして両イベントに、土地家屋調査士の仕事や筆界特定制度のことを知ってもらうために参加を検討したいと考えています。イベント開催の折には、是非、会員の皆様もお子さん、お孫さんはじめご家族と一緒に、国の重要文化財である法務省旧本館「赤れんが棟」へ、日本の中央官庁が立ち並ぶ霞が関の北の端、桜田門の向かい、警視庁に相對する場所に位置する「美しい赤れんが棟」へお出かけください。

さて、月の初めに立春を迎える2月ですが、寒さはまだまだ厳しい日々です。先月は大寒波が幾度となく日

本列島に襲来、普段雪に慣れてない地方にも雪雲が流れ込み、豪雪にみまわれた北国はもとより、各地で雪の被害が多く出て、とても心配なことでした。北極近くの寒気が塊りになって次々に南に下りてくる。寒波は文字通り寄せたり引いたりする「波」、冬の季節風に乘って押し寄せると寒くなり、次の塊りが来るまではしばらくふつうの寒さになります。しかし、そろそろその寒さの中にも春に向けて力強く芽を出し耐えている草々に気づくときが来ているようです。「下萌え」です。土地家屋調査士は土地の調査・測量をする上で外業があります。現場で去年の枯草に隠れるように草の芽が出ている、そうした確かな春の訪れをいち早く感じ、その草々の姿に厳しい冬を耐えた生命力を感じさせてもらう機会を、毎年いただいています。ゆっくりとした足取りながら、日ごとに陽射しは暖かくなり、寒さも退散していくことでしょう。春が近いとはいえ、まだ寒さは続きますので、皆様お体にはお気をつけください。

広報部次長 上杉和子(三重会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社